第　２　分　科　会（Ｎｏ．６）

１　日　　時　　令和８年３月１６日（月）

午前１０時００分　開会

午後　０時０３分　休憩

午後　１時００分　再開

午後　２時５６分　休憩

午後　３時１５分　再開

午後　３時５１分　閉会

２　場　　所　　第１委員会室

３　出席委員（１９人）

主　　査	西　田　　一	副　主　査	高　橋　　都
委　　員	宮　﨑　吉　輝	委　　員	中　村　義　雄
委　　員	吉　田　幸　正	委　　員	金　子　秀　一
委　　員	立　山　幸　子	委　　員	小　松　みさ子
委　　員	松　岡　裕一郎	委　　員	岡　本　義　之
委　　員	森　本　由　美	委　　員	小　宮　けい子
委　　員	中　村じゅん子	委　　員	山　田　大　輔
委　　員	宇　土　浩一郎	委　　員	本　田　一　郎
委　　員	小　宮　良　彦	委　　員	柳　井　　誠
委　　員	有　田　絵　里		
（委　員　長	泉　　日出夫	副委員長	伊　藤　淳　一）

４　欠席委員（０人）

５　出席説明員

子ども家庭局長	小　林　亮　介	子ども家庭部長	岩　村　恭　代
総務企画課長	井　上　智　史	こども施設企画課長	鈴　木　　修
運営給付担当課長	吉　田　佳　子	認定管理担当課長	石　松　亨　介
指導支援担当課長	伊　藤　京　子	子育て支援部長	緒　方　克　也
子育て支援課長	田　爪　康　隆	母子保健担当課長	中　原　尚　子

こども若者成育課長	酒　井　俊　哉	居場所づくり担当課長	北　﨑　　賢
子ども総合センター所長	藤　田　浩　介	子ども総合センター次長	赤　塚　直　人
相談担当課長	丹　生　直　伸	教育・非行相談担当課長	宮　部　正　史
児童虐待対策担当課長	守　田　敬　一		外　関係職員

６　事務局職員

書　　記　岩　瀬　美　咲　　書　　記　嶋　田　裕　文

７　付議事件及び会議結果

番号	付　　議　　事　　件	会　議　結　果
1	議案第１号　令和８年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第13号　令和８年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	
3	議案第38号　北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について	
4	議案第39号　北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について	

８　会議の経過

○主査（西田一君）開会します。

本日は、子ども家庭局関係議案の審査を行います。議案第１号のうち所管分、13号、38号及び39号の以上４件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。子ども家庭局長。

○子ども家庭局長　では着席のまま御挨拶させていただきます。委員の皆様におかれましては、日頃から子ども家庭行政の推進に御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

子ども家庭局の令和８年度当初予算案の編成に当たりましては、こどもまんなかｃｉｔｙの実現に向けまして、４つの主要政策に沿って事業を展開し、新ビジョンの実現につなげていくこととしております。１つ目は乳幼児のいる世帯への支援の充実、２つ目は保育士就職支援、３つ目は保育の質の向上、４つ目は放課後児童クラブ指導員処遇改善でございます。詳しくは、後ほど子ども家庭部長から御説明させていただきます。

今後とも、子ども・子育て支援に関する施策をさらに充実、強化をしてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様の御支援を賜りますよう申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いします。

○主査（西田一君）子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは、令和８年２月議会提出議案のうち、子ども家庭局所管分について、着席の上、御説明いたします。

初めに、令和８年度予算について、資料の令和８年度一般会計予算に関する説明書により御説明いたします。

なお、金額は万円単位とさせていただきます。

タブレット端末27ページをお開きください。

まず、歳入でございます。ページ左側の本年度予算額について、主なものを御説明いたします。

最初に、16款分担金及び負担金でございます。一番下、１項２目子ども家庭費負担金は６億1,282万円で、前年度に比べ5,121万円の増となっております。こちらは、民間保育所入所負担金の増などによるものでございます。

タブレット端末30ページをお開きください。

17款使用料及び手数料でございます。ページ中ほど、１項３目子ども家庭使用料２億1,584万円のうち、所管分は１億2,883万円で、前年度と比べ1,775万円の増となっております。こちらは、公立保育所使用料の増などによるものでございます。

タブレット端末40ページをお開きください。

18款国庫支出金でございます。一番下、１項２目子ども家庭費国庫負担金357億4,807万円で、前年度に比べ21億2,368万円の増となっております。こちらは、施設型給付費の増などによるものでございます。

タブレット端末52ページをお開きください。

２項３目子ども家庭費国庫補助金37億3,513万円で、前年度に比べ5,244万円の増となっております。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などによるものでございます。

タブレット端末72ページをお開きください。

19款県支出金でございます。ページ中ほど、１項２目子ども家庭費県負担金98億4,882万円で、前年度に比べ９億8,293万円の増となっております。こちらは、施設型給付の増などによるものでございます。

タブレット端末77ページをお開きください。

一番下、２項３目子ども家庭費県補助金32億3,755万円で、前年度に比べ２億4,006万円の増となっております。こちらは、第３子以降保育料無償化事業費補助金の増などによるものでございます。

タブレット端末117ページをお開きください。

25款市債でございます。一番下、１項３目子ども家庭債１億7,810万円のうち所管分は１億

7,510万円で、前年度に比べ２億2,940万円の減となっております。こちらは、青少年施設老朽化対策事業の減などによるものでございます。

以上、一般会計予算のうち、子ども家庭局所管分の歳入合計は539億3,070万円で、前年度に比べ32億6,509万円の増となっております。

タブレット端末172ページをお開きください。

続きまして、歳出について御説明いたします。

ページ左側の本年度予算額について、主なものを御説明いたします。

４款子ども家庭費でございます。１項１目子ども家庭職員費54億5,805万円で、前年度に比べ４億4,406万円の増となっております。

タブレット端末173ページをお開きください。

２項１目子ども家庭総務費83億130万円で、前年度に比べ２億7,110万円の減となっております。こちらは、子育てのための施設等利用給付事業の減などによるものでございます。

タブレット端末175ページをお開きください。

２項２目子ども家庭支援費653億4,864万円で、前年度に比べ45億9,959万円の増となっております。こちらは、施設型給付の増などによるものでございます。

タブレット端末178ページをお開きください。

２項３目母子保健医療費63億3,029万円で、前年度に比べ7,922万円の減となっております。こちらは、子ども医療費支給事業の減などによるものでございます。

タブレット端末179ページをお開きください。

２項４目青少年費10億1,456万円のうち所管分は４億7,869万円で、前年度に比べ１億3,676万円の減となっております。こちらは、青少年施設老朽化対策事業の減などによるものでございます。

以上、一般会計予算のうち、子ども家庭局所管分の歳出合計は859億3,172万円で、前年度に比べ45億5,711万円の増となっております。

タブレット端末276ページをお開きください。

次に、複数年度にわたり実施する事業について、債務負担行為を設定しております。子ども家庭局所管分のうち、当該年度提出に係る分については、タブレット端末276ページ、標準準拠システム移行経費から、277ページ、保育所整備推進事業までの計５事業となります。

続きまして、議案第13号、令和８年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、資料の令和８年度特別会計予算に関する説明書により御説明いたします。

タブレット端末99ページをお開きください。

母子父子寡婦福祉資金特別会計は、独り親家庭や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子供の福祉増進のために、修学資金などの資金貸付けを行う特別会計でございます。歳入についてはタブレット端末99ページ、歳出についてはタブレット端末

100ページのとおり、予算合計は３億4,800万円で、前年度に比べ１億2,360万円の増となっております。

子ども家庭局所管分の令和８年度予算の説明は以上になります。

最後に、条例議案につきまして御説明いたします。

まず、資料の議案第38号、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正についてを御説明いたします。

タブレット端末１ページをお開きください。

こちらは、児童福祉法等の一部改正等に伴い、４つの内容について、関係条例の規定整備等を行うものでございます。

１つ目に、地域限定保育士について、これまで国家戦略特別区域に限り認められていましたが、一般制度化されたため、地域限定保育士を配置基準上の保育士に含めるよう、関係する６つの条例を改めます。

２つ目に、保育所等の職員配置に係る特例について、朝夕等の児童が少数となる時間帯において、必要最低限な２名のうち１名は保育補助者でも可能とするよう、関係する４つの条例を改めます。

タブレット端末２ページをお開きください。

３つ目に、保育所等における健康診断について、利用開始時等の健康診断を乳幼児に対する健康診査に代えることができるよう、関係する２つの条例を改めます。

４つ目に、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について、乳児及び幼児の区分ごとの利用定員から区分をなくしたものへの変更等に伴い、関係する１つの条例を改めます。

次に、資料の議案第39号、北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定についてを御説明いたします。

タブレット端末１ページをお開きください。

こちらは、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳幼児等通園支援事業者からの申請に基づき、給付の対象となることを本市が確認することとなるため、運営の基準を定めるものでございます。

以上で子ども家庭局の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（西田一君）部長、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）おはようございます。日本共産党、宇土浩一郎です。よろしくお願いします。

子ども家庭局所管予算案について質問します。

令和８年度の子ども家庭局予算は、一般会計、特別会計合わせて約863億円、前年度比5.7％増と大幅な拡充となっており、国のこども未来戦略と歩調を合わせた制度拡充型の予算である。第２子以降の保育料完全恒久無償化をはじめ、乳児等通園支援、５歳児健診、新生児聴覚検査の公費化など、子供の発達を早期から支える施策が並び、方向性としては一定の前進が見られます。

保育現場の深刻な人手不足に対し、処遇改善や配置基準の抜本的引上げではなく、地域限定保育士制度や配置基準特例といった制度的な穴埋めで対応しようとしている点は、重大な問題であります。こどもまんなかを真に実現するためには、給付や無償化の拡充だけでなく、子供を支える専門職が安心して働き続ける処遇と体制の整備こそが不可欠であると考えます。制度拡充と現場投資を一体で進める予算への転換を強く求めます。

子ども家庭局予算は大幅に増えましたが、この増額が子供や保護者、そして、保育現場で働く人にとって具体的に何がどうよくなるのか、分かりやすく説明してください。答弁をお願いします。

第２子以降の保育料無償化で利用者増が見込まれますが、今でも保育士になる方が少ないのにどうするのか、それに見合う保育士配置と労働環境改善はどのように確保するのか、答弁をお願いします。以上です。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　今御質問いただきました内容の中で、子ども家庭局全体のお話もありましたが、保育所の現場にどれだけ給付が増えるかというところについて御説明させていただきたいと思います。

今回予算が増えている中で一番大きいのが、保育所、認定こども園等における施設型給付という給付費の増加でございます。これが人事院勧告の上昇分を踏まえまして、施設型給付、公定価格と言われる単価が非常に大きく上昇しておりまして、それに伴い予算が大幅に増えているということになります。この施設型給付の増額ですが、各園にまず一旦振り込まれまして、それの多くが保育所の人件費、保育士の人件費という形で保育士にも還元されるものと考えております。

それから、２点目の第２子保育料の無償化の拡充により利用者が増えることによってどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

今回、第２子保育料無償化というのが令和５年度12月からもう開始しておりましたので、今回新たに無償化の対象となるのは保育の必要性がないお子さんということになります。ですので、具体的には保育所等はもともと対象になっておりましたので影響がなくて、今回新たに対象になるのが幼稚園の２歳児保育ですとか、認可外保育施設で保育の必要性のないお子さんという形になります。こちらの幼稚園２歳児保育、認可外保育につきましては、確かに今現在御

自宅にいらっしゃるお子様が第２子保育料無償化の拡充によって一定の増加があるかもしれないということは確かに想定されるところでございます。こちらにつきましては、幼稚園のプレスクールに関しましては自主事業という形にはなるんですけれども、利用する子供の安全性の確保は確かに大事なことでございますので、一定の職員の配置基準等を定めさせていただきまして、それを満たしてくださいという指導を行った上で、その満たしたところに対しての保育所の利用児童に対する無償化の対象にしたいと考えております。とはいえ、確かに保育の人材の確保が難しいということは幼稚園からも保育所からも常々お声をいただいているところでございますので、これまでの保育士確保策を引き続き実施しながら、皆さんの支援を実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）総務企画課長。

○総務企画課長　子ども家庭局の予算が大幅に増えて、何かどうよくなるのかというところでございます。

冒頭、局長の御挨拶でございましたとおり、令和８年度予算編成に当たりましては、こどもまんなかｃｉｔｙの実現に向けて、４つの主要施策に沿って事業を展開することとしております。１つ目は乳幼児のいる世帯への支援の充実、２つ目が保育士の就職支援、３つ目が保育の質の向上、４つ目が放課後児童クラブの指導員の処遇改善でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）第２子から無償化になっているけど、第１子目から無償にしたらどうでしょうか。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　すいません。今の御質問に関してなんですけれども、今回、令和８年度からは、定期的に通うお子さんに関しては、全てのお子さんに関して、第２子以降ですが無償化させていただくということで提案をさせていただいております。第１子に関しては、これまでも議会からも御要望とか御質問をいただいておりますけれども、実際に第１子からもし無償化するとなりましたら、およそですが30億円程度の予算が恒久的に必要となってくるということもございまして、国にも毎年のように要望等をさせていただいておるんですけれども、現時点ではなかなか厳しい状況だと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君）今答弁を聞きましたけれども、自治体の役割として、国任せにしてはやっぱり駄目だと思うんですよね。市独自でやっていくっていうのが優先していく課題だと私は思います。今回の子ども家庭局予算は、こどもまんなかを掲げながら、現場を支える人への投資が後景に置かれています。制度を支えるのは人であり、人が疲弊すれば制度は続きません。給付拡充と同時に、保育士、支援員の処遇改善と配置基準の引上げを強く求め、強く指摘して質問を終わりたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）私からも数点質問させていただきます。

まず初めに、病児保育事業です。３億3,100万円というふうな予算が計上されております。県内の在住者はこれまで2,000円の利用料が無料になったかと思いますけど、その後の利用状況、これまでちゅうちょしていた方もまた行けるかなということもあるかと思うんですけど、その後の状況を教えてください。それと、もう今北九州市各区にこの事業を行っている施設があるわけですが、今後これを増やす予定はあるのかどうかを教えてください。

それから、乳幼児通園支援事業です。5,800万円ということですが、これも昨年度から行っておりますが、これは事前面接というのは行っているのかどうか、また、専用の保育室があって、そこに保育士が配置されているのかどうか教えてください。

それから、次に妊婦のための支援給付、これが６億3,800万円とかなり大きな予算が計上されておりますが、これの事業内容と、同じく育ちのはじまりサポート事業に１億6,500万円、これも同じように事業内容を教えてください。

次に、のびのび赤ちゃん訪問事業ですが、4,700万円ということです。生後４か月までの全家庭に訪問するということですが、これは令和７年度、何人くらいいるか、件数を教えてください。それとあと、これに当たるのが保健師さんと助産師さんと聞いておりますが、この方たちが市内全体で何人おられるのか、各区で何人かというのも教えていただきたいと思います。

それから、保育ソーシャルワーカーの事業で600万円ということで、これは予算が少ないんですけれども、詳しい事業内容を教えてください。

それからあと、地域限定保育士のことと職員配置のこと、これは時間があればまたお聞きしたいと思いますので、先に以上をお答えいただきたいと思います。お願いします。

○主査（西田一君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　まず、病児保育事業につきまして、無償化の後の利用状況をまずお答え申し上げます。

無償化は、令和５年度から県内居住世帯の利用料を無償化しておりますが、利用状況としましては、令和４年度の年間の利用者数が7,000名弱程度でありましたものが令和５年度の利用者数は１万3,000人強、およそ２倍に急激に伸びております。令和４年度がコロナ禍で利用が少なかったという状況もございますが、コロナ前の令和元年度と比べましても、令和元年度が9,000人程度の御利用でございましたので、無償化をきっかけに大きく利用が伸びたという状況でございます。

今後、今ある施設を増やしていく予定はあるのかというお尋ねでございますが、現在、その令和５年度、利用が急に伸びた段階では利用をお断りせざるを得ないケースというのもかなり高い率で、30％を超えるような状況もございましたけれども、その後、運営していただいています施設の先生方の御協力ですとか、令和６年度に戸畑区に施設を新設したり等で受皿の拡充

に努めまして、現在のところ、お断りする状況というのはある程度落ち着いていると考えております。ですので、現段階では今ある14施設で運営をしていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　２つ目の御質問の乳児等通園支援事業についてお答えいたします。

２点ありますが、１点目の事前面談を実施しているのかという御質問でございます。

北九州市においては、このこども誰でも通園制度ですが、実際試行事業として令和６年度から開始をさせていただきまして、令和７年度、今年度も引き続き実施をしておるところでございます。令和８年度からは、全国での実施ということで、全市町村で実施される運びとなっております。事前面談に関しましては、その令和６年度の実際の試行事業のときから、通常必ず面談をして、決定をするというところでやっておりまして、現時点、令和７年度においてもそのやり方を実施しております。もちろん令和８年度以降も、事前面談をしっかり実施して、事前面談とプラス事後面談というのも実施するという方向で考えております。

それから、２点目の職員の配置、専用室等の話でございます。

まずは、この誰でも通園制度は国及び市の条例の基準がありまして、専用室で実際に専任の保育士を配置して実施する方法と、もう一つ、既存の保育室において、今保育を行っている子供たちと同時に一緒になって保育するということの両方が認められておりまして、ケース・バイ・ケースでございますけれども、専用室を設けて実施しているところについては、当然専用の保育士で、それから、これは２名以上必要ということで、保育士プラスもう１名は子育て支援員研修等の受講者でもよいとなっておりまして、人数によりますが２名以上の配置を行っていると。また、既存の部屋で実施する場合につきましても、当然誰でも通園の子供たちを合わせた形での基準面積、子供１人当たりの面積基準というのがございますし、あとは配置についても、専用の保育士等を配置することで当然ながら丁寧に保育していくという形の体制を取っております。以上でございます。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　妊婦のための支援給付、育ちのはじまりサポート事業、それから、のびのび赤ちゃん訪問支援事業について、順次お答えさせていただきます。

まず、妊婦のための支援給付でございますけれども、以前、令和５年度から始まったきたきゅうベビー応援事業の制度が法定化された関係で、令和７年度から妊婦のための支援給付と名前を変えております。この事業につきましては、妊婦さんに対しての経済的支援と伴走型の相談支援を一体的に組み合わせて実施するという国の事業でございます。具体的には、妊婦さんということが認定された場合に５万円を支給させていただいています。それから、妊娠が落ち着きまして、出産予定日の前８週から、胎児の数に応じて１人の胎児に対して５万円を支給するという制度になっております。これにつきましての予算が６億円を超える金額となっており

ます。

続きまして、育ちのはじまりサポート事業でございます。この事業につきましては、子供さんの誕生前から主に１歳になるぐらいまでの育ちを支える基盤時期の支援体制の充実を図るということを目的に、既存で行っていました様々な事業を統合したりしているものでございます。具体的には、妊娠中、出産後に産婦健診といいまして、産婦さん、出産して１か月後のお母さんの体調が回復しているかという検査をする産婦健診であるとか、その後、その前でもいいんですけど、出産後に産後ケア、例えば母体の回復であるとか、産後早期の育児の仕方が分からないとかっていう産後ケア事業ですね。これが宿泊して行うものであったり、通所、訪問をしたりするそういう産後ケア事業、それから、多胎児を支える支援事業であるとか、令和７年度開始させていただきました１か月児、赤ちゃんが１か月になったときの子供さんの健診など、そういう出産前、妊娠中から産後１年ぐらい早期のところの事業をまとめたものの事業になっておりまして、総額が１億6,000万円ほどの予算になっております。

それから、のびのび赤ちゃん訪問事業でございますが、これは赤ちゃんが生まれて４か月になるまでに全戸訪問、全ての赤ちゃんを訪問するという事業になっております。大体訪問率が９割を超える事業になっておりまして、全ての赤ちゃんを確認するという、そして、不安であるとか相談対応するという事業になります。一部、生後４か月までなので、場合によってはまだ入院しているよとか里帰り中で会えないよという方がいらっしゃいますけれども、そういう方もその後にきちんと面接なり受診を確認するなどして、赤ちゃんの無事を確認するっていうような事業になっております。この事業につきましては、専門職、保健師、助産師などが訪問しておりますが、その訪問する専門職につきましては、各区の保健福祉課に配置されている正規の保健師プラス、事業団に委託しておりますので事業団委託の保健師、助産師などが訪問している事業でございます。人数につきましては、今手元にございませんが、各区に配置されている正規の保健師は赤ちゃんからお年寄りまで全ての方を校区で対象として担当しておりますので、こちら、今手元に保健師の数まで持っておりませんが、十分充足するように業務に当たっていただいているところです。以上でございます。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　北九州市保育ソーシャルワーカー事業について御説明させていただきます。

この事業は、今現在保育カウンセラー事業という似たような事業がございますけれども、これと、令和７年度末で廃止となりますぴあちぇーれの事業を一部合わせまして行う事業でございます。主な事業の目的としまして、新たに加わった部分として、育児に悩む保護者の相談に応じるという内容、それから、保育所等の職員による虐待の相談窓口にもなっております。２つ目に児童虐待の防止、早期対応ですね。これは、今までもカウンセラー事業の中で行っておりましたけれども、保育所は子供さんが毎日通う施設ですので傷等の発見もしやすいというと

ころから、そういう対応窓口にもなっております。それと３つ目に、保育上、特別な支援を要する子供の行動観察や加配の認定などを行います。これが主な事業の目的ですけれども、この体制としましては、担当の係長が１名おります。それから、こども施設企画課に配置されています保育士も２名おります。それに加えて、会計年度任用職員で、例えば障害などの施設の経験がある有識を持つ保育士を３名、週１回の勤務で雇用します。プラス、心理士の資格を持つ会計年度任用職員を週３回の勤務で雇用します。この予算としましては、主にこの会計年度任用職員を雇用する予算となっております。以上でございます。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　すみません。先ほど失礼しました。のびのび赤ちゃん訪問事業の訪問率でございますが、令和７年度はまだ数が出ていないんですが、令和６年度で97.1％の実施率でございます。先ほど専門職による訪問っていうことを申し上げましたが、例えば２人目とか３人目であまり心配もないよっていう方につきましては、住んでいる地域の主任児童委員にも御協力いただいて、情報提供の冊子をお届けしたりっていうことで、あまり専門職の関与まで要らないよという方には地域の主任児童委員で協力いただける方に御協力いただいているっていうような状況でございます。加えて、一部、北九州市福祉事業団に委託しておりますので、その中の専門職としては現在36人を確保していただいて、各区に配置して訪問に行っていただいているような状況になっております。追加の御説明でした。失礼いたします。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございました。

まず、病児保育なんですけれども、断る事例がこれまで30％あった時期もあったということなんですが、やはりこの受皿というのは必要かなと思います。お仕事されている方、また、ほかにもいろんな事情があって、子供さんが病気になったときに仕事を休めない、どうしたらいいだろうと悩んでいる方はたくさんおられると思います。やっと今各区に、受けていただける施設ができたということは本当にいいんですけれども、まだまだ足らないのではないかなと思います。ぜひこれは拡充に向けて動いてほしいなと思います。受皿を広げるという意味でも、これは要望としておきます。

次に、乳児通園支援制度なんですけれども、これまでに事前面接は行っているということと、あと、専用の保育室でも、今までほかの幼児と一緒でも構わないということなんですけれども、これで保育士は２名以上ちゃんと配置はされているということでよかったでしょうか。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　誰でも通園制度についてなんですが、まず専用室で実施する場合は、子供の人数にもよりますけど、２名以上の職員が配置で、先ほど申し上げたように、そのうち１名は子育て支援員研修等の受講者でも可、１名は保育士、こうなっております。例えば現在の保育室で皆さんと一緒に保育する場合、こちらは条例上特例がございまして、その同じ

保育室の職員、保育士の応援が得られる場合には１名の配置でもよいというのがありますが、現段階で実施していただいているところを確認しますと、やはり２名配置されているところがほぼ全てということだと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）令和６年に試行して、今もう全国で行うということになったということなんですけど、実際にこの誰でも通園制度をどこまで拡充をする予定なんですかね。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　令和７年度の現時点では、今12法人の13事業所分あるんですけれども、新たな認可をしたところも含めますと現時点で23法人、24事業所ほど達成する見込みでございます。今回、令和８年度予算では、さらに30か所程度を目標としまして事業所を設置して運営したいということでの予算を提案させていただいております。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）増えることは大変いいことだとは思うんですけれども、ただ、問題は安全性かなと思います。保育士がこれで十分足りるのかどうかということ、そこまでを考えてこの事業を広げようとしているのか、教えてください。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　これまでに認可してきているところもそうですし、今後も、あくまで保育士プラス保育従事者に関しては、それが実際、園としてもう見込めて配置できると、そういう前提に立って認可という行為を行います。ですので、しっかりと園で手当てしてもらうんですが、やり方としまして、実際に短い時間、月10時間という時間でございますので、園によっては今現在法人で実際に雇用されている職員、例えば臨時職員であったり、パート職員であったり、日々雇用っていらっしゃるんですが、そちらの方に勤務の状況、少しここの曜日に入っていただけないかというような調整でできているところもありますし、一方で新たに雇われて実施するというところもございます。委員御指摘のように、保育人材の確保は大変必要なことで、質を担保していくためには、そこの部分はしっかりと我々としても見ていきたいと思いますし、保育現場の声を聞きながら、やっぱり保育人材確保に向けては市としてもしっかりと努力していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。分かりました。そしたら、認可ということで、ちゃんとそれで充足している状況が分かってからでしか認可は下りないということでいいんですよね。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　おっしゃるとおりでございます。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）それで、事前面接なんですけど、これは一度面接すれば、そのとき初めて面接しました、毎日とかというわけではないのかなと思うんですけど、次にする場合はまた面接っていうのはもうなくていいんですかね。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　事前面接というのは、あくまで子供が利用される前に、例えば子供の状況であるとか、例えばアレルギーをお持ちの状況があるのかどうかとか、あとは実際に利用する園においてやっぱり約束事とかがありますので、しっかりそれを御説明して守っていただくこと、緊急連絡先等々、どなたがお迎えに来られるかとかということを確認させてもらっております。

事前面談に関しては基本はその１回になるんですが、この誰でも通園制度は子供の育ちを応援するとともに、親御さんの子育ても支援するというのが趣旨に入っておりますので、例えば子育ての悩み、相談があったりとかといった場合には、園に御相談していただければ、不定期ではありますけれども、園でそういう面談も含めた御相談というのに乗る体制をつくっております。令和８年度からは公定価格、給付費ということになりますけれども、そういったことに関しての加算というのも国には考えていただいておりますので、そういう制度もしっかり使っていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）面談なんですけれども、継続してする場合もあるし、また、その時期によってというか、そのときによってその子供さんの状態というのは常に変わっていくと思うんですね。ですから、その子供さんの様子を知るという意味でも、たとえ短時間でも子供さんの状況というのはしっかり把握していかないといけないかなと思いますので、安全性の面からも、やはりそれぞれの園にこの面談というのはできれば毎回やってほしいかなと私は思うんですけども、その面談の時間とかというのはどのくらいになるんですかね。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　令和８年度から公定価格上の加算の対象になるのが、事前面談で30分以上となっております。事後面談を10分以上行うと。今委員がおっしゃられた趣旨で言いますと、これは保育所とか認定こども園もそうなんですけれども、送り迎えの時間があって、なかなかお父さん、お母さん方がお時間を取れない場合もありますけれども、おっしゃったように、子供の様子は日々変わってまいります。ですので、送り迎えに来ていただいたときには、各保育施設も時間を取って親御さんとお話をすると、こういう体制で臨んでおります。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。やはりこれは子供たちの安全という意味でも、ぜひ実効あるものにしていただきたいと思います。

それでは、次の妊婦のための給付金と育ちのはじまりですね。これは分かりました、はい。経済的にこれを支援していくという事業だということも分かりました。やはり子供を育てるためには多くの費用がかかるということで、これは実施を続けていただきたいと思います。

そして、産後、出産の前後というのは、妊婦にとっても本当に不安であったり、体調の変化であったり、いろんな思いがするのではないかなと思うので、これのケアというのが本当に重要かなと思います。今、周りに孤立をしないで安心して出産を迎えられる、そして、子育てできるという状況をつくっていかないといけないんじゃないかなというのを私はつくづく感じているところです。今、いろいろ事件が多いですね。乳幼児の虐待なんかが死に至ることまで起きているということを聞くと、胸が詰まるような思いがします。背景はそれぞれあるかもしれませんけれども、産後の鬱とか、育児ノイローゼとか、そういったものによって独りで抱え込まないためにも、こういった自治体の役割というのは重要じゃないかなと私は考えております。その中で子供たちが犠牲になることが絶対にないようにしていただきたいなと思うんですけれども、その中でのびのび赤ちゃん訪問事業なんですけれども、生後４か月までの赤ちゃんということで、初めての赤ちゃんのときは特にしっかりと伴走していただきたいなと思います。先ほどお聞きしましたら、かなりの、97.1％ですか、それで訪問されているということで、本当にこれは助かると思うんですよ。身近に親御さんがいないとか、自分独りで育てないといけないとか、そういったときにどうしていいのか、不安でならないかなと思います。

その中で、今36人と言われたんですけども、これっていうのは家庭から依頼があってからじゃなくって、もちろんちゃんと出産のときは分かりますので、それで市からそういうふうな打診をして行くんですかね。それとも本人が申請というか、そういうふうに登録とか何かしないといけないのかどうか、その辺を教えてください。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　今委員がおっしゃられたように２パターンがございまして、もともと母子健康手帳の中に生まれたら出しましょうっていうはがきを挟み込んであります。基本的にはそれを出していただいて、それに基づいて訪問させていただくっていう立てつけにはなっておりますが、中にはそれを失念していたとか、いろんな御事情で出すのが遅くなったとかっていう方もいらっしゃるので、幸いなことに出生の状況っていうのはこちらで確認できますので、妊娠届出を出された方でまだはがきが来ていない方につきましては、妊娠届出時にいただいたお電話番号とかに、訪問の時期が来ましたけれどもどうですかっていうような形で連絡を差し上げて、高い訪問率を保っているっていうところでございます。これにつきましては、全国でもどこの自治体でも同じような取組を行っておりますし、北九州市においても、母子健康手帳を交付するときにおおむね１歳になるまでのスケジュールを御説明するときに、これはほとんどもう必須なものだからっていうような御説明も差し上げて、御協力いただくようにしています。やはり中には望まないっていう方もいらっしゃるんですけれども、そういう方も何と

か説得をしながら、こちらも有益な情報を持っていきながら、訪問できるように努力しているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）それは４か月までの間に１度だけですか、それとも定期的にというか、１か月に１回は声がかかるとか、何回ぐらいできるんですか。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　基本的には４か月までの全戸訪問として行うのは１回なんですけれども、そこにはやはり専門職のアセスメントも挟んでおりますので、先ほどおっしゃられたような産後鬱の傾向があるとか、支援者が少ないとかっていうことがあれば、その方の状況に応じて継続して訪問するようにしております。また、事前情報で分からなかった非常に重たい事例につきましては、様々な関係機関と協力しながら支援の層を厚くしていくような形で実施しているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）分かりました。それで、その料金っていうのは要らないんですよね。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　この生後４か月までの全戸訪問については無料でございます。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。４か月を過ぎた後でも訪問を受けたいとか相談を受けたいという場合は、市のどこに行けばいいんですか。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　４か月過ぎて訪問してもらいたいというときには、各区に設置している子ども・家庭センターであるとか健康相談コーナーに御連絡いただければ、対応するような体制になっております。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございました。やはりある程度、自信はなかなかつかないかもしれません、子供を育てるのは。私も育てましたけど、それぞれの時期によってみんな状況が変わってきますので、その都度その都度、そしてまた、子供によってもまた違ってきますので、いろんな不安やら心配事があっての子育てかなとも。喜びもありましょうけど、大変なことですので、ぜひ力になっていただきたいなと思います。

次に、保育ソーシャルワーカーの事業なんですけど、私、これは育児の悩みだけではなくて、保育士の悩みとか保育士に対してもこれはされるんですよね。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　保育士の悩みなどの相談にも応じる予定でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。やはり保育士の方々も、子供さんのお世話というのは重労働だと思うんですよ。それをしながら、いろんなまた保護者との関わりとかもあったりして、いろんな問題を抱えている方がたくさんおられると思うし、実際に、子供は好きだ、ぜひこの仕事を長く続けたいと思っても、いろんなことで継続できなかったっていう方もたくさんおられるというのも私も聞いておりますので、そういった方の細かい悩みというのをもっともっといろんなところで聞いてもらうとか相談できる場所として、ぜひ事業を拡充していただきたいんですが、これはそういった保育所とかを回るんですかね。それとも、どういうふうな形でソーシャルワーカーさんとの相談をもちかけるようになるんですかね。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　例えば児童虐待の報告というか、保育所で最初に気づく点っていうのは、ネグレクト傾向にあるとか、児童相談所、子ども総合センターまでには通告するほどではないかもしれないけれども、やっぱりこんな現場での悩みがあるから相談したいという内容に関しまして、このソーシャルワーカー事業を御活用いただいて、園から相談を受けて、その園に訪問をして、例えばそのお子さん、その御家庭にどういう働きかけをしていったら子供の生活環境が改善に向けていけるかなどの相談に応じながら対応してまいりたいと思っております。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。先ほど言われた虐待とか、ネグレクトとか、そういったものというのは気がつくのが、その家庭で起きている場合、そういう場合は保育園とか、学校とか、そういったところというのはすごく重要な場所だと思うんですね。ですから、そういった意味でもそういう機能が果たせるような状況というのが重要だと思いますので、ぜひこれもお願いします。

それで、体制なんですけど、今、先ほど言われました係長と正規が２人と、あと、会計年度が３名ということなんですが、これ、北九州市全体で十分足りているんでしょうか。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　今まで保育上、特別な支援を要する子供の行動観察というところで件数が多かったんですけれども、ここを今年度から通常の受給者証を活用しまして、それをお持ちの方はもう加配の認定につなげますということを始めております。なので、件数がこの辺はちょっと減ってきているのもあって、次年度に向けてこの制度を開始していく上では今のところ対応可能かと思っておりますが、また今後、事業を開始して、その現状を見ながら、また、事業の内容も含め、人数の配置なども検討してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）今件数が減っていると言っているんですけど、ここ数年の件数を教えて

いただけますか。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　今件数が減っていると言ったのが、保育カウンセラー事業なんですけれども、この訪問回数が、障害児の認定に関して言えば令和５年度が64件で、令和６年度が42件ですね。令和７年度に関してはまだ集計中なんですけれども、加配の認定という行為におきましての件数が減ってきているということで、障害児が減っているということではございません。以上でございます。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）ありがとうございます。そういうことですね、はい。実際にこの事業での相談件数を私は知りたかったんですけど。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　相談件数に関しましては、訪問支援と今の加配認定と、あと、電話相談などもいろいろ含めまして、令和５年度が210件で、令和６年度が172件となっております。

○主査（西田一君）高橋委員。

○委員（高橋都君）決して少ない件数ではないかなと思いますので、ぜひこれは加配、こういった人員配置をしっかりしていただきたいと思います。

あと、ちょっと時間があまりないんですけど、地域限定保育士の件なんですが、先日から我が会派からもいろいろ質問させていただいております。実際に地域限定保育士と保育士との同等のということを言われたんですけれども、実際に賃金とか、立場とか、そういったものについてはどうなんでしょうか。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　地域限定保育士なんですけれども、こちらはまず筆記試験に関しては全国共通の保育士試験、今やられている保育士試験と全く同じものが使われるということで、福岡県が制度設計しておるんですけど、そのやり方でやります。この筆記試験で合格された方に今までは実技の試験というのがございましたが、今回はその実技講習会というところになりまして、それで少し内容が違う。ただ、その処遇に関しては、これから始まってくる話でありますが、保育士ということでは間違いないので、私どもはしっかりと保育士であるということを踏まえた上で、同じ内容でやりたいということで、各法人の皆様方に丁寧に説明してまいりたいと思っております。

○委員（高橋都君）はい、ありがとうございました。

○主査（西田一君）お時間になりました。立山委員。

○委員（立山幸子君）公明党、立山です。

私も、今るる高橋委員からあった保育ソーシャルワーカー事業のことでもう少しお聞きしたいと思っております。今の説明で分かったことはいいんですけれども、私も今北九州市に

200園ほどあるということをお聞きしております。その中でこの人数というのが本当に足りているのかなっていうことと、これは相談があったところに訪問して、また話を伺うということなのか、無作為的に訪問してそういったことをしていくのか、まずそこをお聞きしたいのと、あと、虐待が疑われている子供さんとか、保育士さんとか園長先生が見て御相談するのは分かるんですけれども、例えば保育士さんの虐待って今本当に増えているって報道等でも感じております。そういったことが園ではあったとしたらどう発見できるのかなとかというのと、保育士さん同士で気づいたことを例えば匿名とかで相談できる窓口があるのかっていうこととかを教えていただきたいと思います。

あと、私が本会議でも質問させていただきましたこどもホスピス、本当にすばらしい場所でありますので、どうかぜひ見に行っていただいて、横浜のうみとそらのおうちは、大事なお子様を亡くされた親御さんたちのグリーフケアってすごく大事だなと思っております。もしそういった似たようなことをやっている、北九州市でもあるっていうのがあれば教えていただければと思います。以上です。よろしくお願いします。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　御質問いただきました点につきまして、まず訪問についてなんですけれども、相談があったところに伺います。ただし、やっぱり重篤な案件だったり、こちらの保育所ではもう対応の域を超えているというようなものでございましたら、区の子ども・家庭相談コーナーや子ども総合センターに直ちにつなぐようにしてまいります。相談があったところにつきまして訪問をするんですけれども、機関へのつなぎも行いたいと思っています。なので、訪問に伺ったときに、やっぱりこれはコーナーや子ども総合センターにつなぐのが適切だなと判断すれば、そこでそういうふうな御案内も行いますし、あとは保育所の中で対応していけるということがあれば、園の先生のお悩みなどを聞きながら、私どもでもこういうことはどうでしょうかというような御提案とかをしていきたいと思っております。

虐待の発見についてなんですけれども、保護者、それから、職員からも相談が寄せられることがありますので、その際には園に訪問をさせていただき、その内容についての事実確認を行うようにしています。場合によっては防犯カメラもついていますので、そういうカメラを見せていただいたり、聞き取り調査も行わせていただいております。保護者からの御連絡をいただいたときに、園とのお話合いとかがスムーズにいってなくて誤解が生まれていたりとかという場合もありますので、そういうことも含めて、いろいろ御相談に乗っていけたらと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　こどもホスピスについてお話しさせていただきます。

本会議でも御質問いただきまして、福岡県古賀市で開設したＮＰＯの方とお話しした際に、北九州市でも家族と本人のためにやっているＮＰＯがありますよっていう御紹介をさせていた

だいたところでありました。そこでは、重い病気を抱えるお子様が通常の障害福祉サービスとかで通所されていたりとか訪問看護とかに行かれたりするほかに、親子で参加できる、例えばどうしても人工呼吸器をつけていると水遊びとかなかなかできないけど、水遊びを一緒にしたりとか、あと、遠くに行くときにも専門のスタッフが行きますので、看護師が行ったり、場合によっては医師が同行した遠出をされたり、また、商店街を借り切ってのお祭りで御家族で一緒に来所されて、人工呼吸器をつけたりいろんな管が入っている状況でも浴衣を着て、健常児の御兄弟と一緒に参加してボンボン釣りをしたりとか、そこに福祉用具の業者もいろんなものを展示されたりとか、お祭りっていう名前で家族全員で遊べるようなイベントをしているような団体がありましたので、その御紹介をさせていただいたようなこともございます。北九州市も、重たい病気を抱えている方の支援については、ないものからつくっていくっていうスタンスのＮＰＯとかもありますので、そういう方たちとの情報交換もしながら、何が必要か、私たちも研究を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　すいません。１点漏れていたんですけれども、先ほど通報について匿名で可能かということだったんですけれども、匿名でお受けしております。通報者とどう施設に対応するかというところはお打合せをさせていただいて、特定できないような調査の仕方というのを考えてまいります。以上でございます。

○主査（西田一君）立山委員。

○委員（立山幸子君）ありがとうございます。保育士さんの虐待、今匿名で通報できるところがあるというのは少し安心しました。ただ、本質的には保育士さんが不足しているっていうことが一番大きいのかなって。また、通報する方も、例えば保育士さんがまた減ると大変だなとかという気持ちが働いたりとか、分かんないですけど、その辺とか、保育士さんを増やしていくということは、いろんな面ですごく大事な視点ではないかなと思いますので、そこにしっかりまた予算もつけながら、何とか保育士さんを増やしていける取組をしていただけたらと思います。

　あとは、こどもホスピスですけれども、いろいろ取組していただいている事業所さんとかＮＰＯさんがいらっしゃるのはもう本当にありがたいことだなと思うんですけれども、ひとつ、さっきも言いましたけど、見に行っていただいて、本当にすばらしい施設でありますし、本当に優しさにあふれた施設であります。一個そういう拠点があると、もっと北九州市でいろんなお子様を抱えていらっしゃる親御さんとか、また、亡くして悲しい思いをしている親御さん、家族の方が癒やしていけるような施設が一個あったら本当にいいなと私は感じておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）小松です。よろしくお願いいたします。

私からは、まず放課後児童クラブの運営費についてお尋ねしたいと思います。

今回、朝の８時からの開所を拡充するということで予算をつけていただいていると思うんですけども、８時前からの受入れをしていただけるというのは、今働き方、親御さんは共働きの方ももちろん多いですし、働き方も変わってきているので、親御さん、保護者の皆さんの就労の支援につながっていくのですごく必要と思うんですけれども、昨年の実施状況や、また、利用実績を教えていただきたいということと、今年度どこまで広げていく目標にしているのか、また、最終的にこれは全クラブに実施していただくような目標にしているのか教えていただきたいのと、あと、それに対して支援員の確保とかもすごく大変と思うんですけど、現在、取組を進めた上での課題が見えてきているものがあれば教えていただきたいと思います。

あと、もう一点、クラ弁について、前回だと思うんですけど、分科会のときもクラ弁の内容がちょっと地味で、子供たちがっていうところの答弁というかやり取りがあったかと思うんですけど、それに対して改善をされたのかどうか教えていただきたいと思います。

あと、もう一点、最後に若年層保育士、幼稚園教諭への処遇改善ということで、２～３年目の保育士、幼稚園教諭の改善に要する費用をつけていただいておりますけど、この２～３年目の方につけている理由を教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　３点お答えいたします。

放課後児童クラブの早朝開所の件ですが、令和８年度、1,031万円要求させていただいております。実績としましては、北九州市におきましては129クラブございますが、令和７年度、今年度は83クラブが８時以前の開所に御協力いただいているというところでございます。それで、最終的な目標ですが、もちろん129クラブ全部にやっていただきたいというところで我々は声かけをさせていただいているところでございます。

それから、人材確保も含めた課題というところでございますが、まさに人材確保というところは課題として我々も認識しているところでございます。それと、どうしても働く時間というのが短くなってくるようなところもございますので、これはもう制度上やむを得んと我々も認識しておるんですが、その中でもしっかりと仕事に見合った処遇改善、給与水準を何とか維持したいということでやっておるところでございます。それと、担い手であります地域がどうしても高齢化が進んできております。委託事業とは申しましても、地元の方に頑張っていただいているというのが大多数でございます。そういったところにも何とか耳を傾けながら、お困りのところへは、手を差し伸べていきたいとは考えておるところでございます。

それから、クラ弁についてでございますが、今年度、全市に実施ということでさせていただいたところでございます。それで、メニューでございますが、何かいろんなことが耳にお入りですかね。それで、実際、今価格設定というのが450円から650円ということで、今全市域で実施をしておるところでございます。昨年のお試しの期間、そこは８社で回しました。今年は、

声かけをいろいろさせていただきまして、何とか12社参画いただいているところでございます。ただ、今申し上げました金額というのは、やはりワンコイン以下というのが我々の目指すところではございます。ただ、物価高騰とかもございまして、やはり１つの注文でもそのクラブにお持ちをしていくというようなそういったことになりますので、やはり業者にとって配送料というところが非常に厳しいかなと。それで、令和７年度につきましては、配送料の部分で我々からてこ入れということはさせていただいているところではございます。ただ、それをやらないということでありますと最終的にはクオリティーが落ちていく可能性もありますので、そこはしっかり我々が注力していきたいと考えておるところでございます。そして、メニューでございますが、引き続き業者とは打合せをしているところではございます。ただ、なかなか子供がこれが好きとかあれが好きとかというところでピシャリ合うというのはなかなか難しいところではございます。ただ、そういった声を聞かずしてこの事業を進められませんので、引き続きといいますか、まだ今から春休みの部が３日間ございますので、そこでもしっかり実施して、またフィードバックを受けたところで令和８年度、しっかりとした体制で夏を迎えたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　若年層の保育士、幼稚園教諭に対する処遇改善事業を２～３年目にしている理由ということで御質問いただきました。

　この予算の中には、今御指摘のように２年目、３年目の方への処遇改善手当というのも入っているんですが、もう一つ、１年目の方に就職等準備金という形で一律５万円の一時金も入っております。この１年目、２年目、３年目合わせまして、まとめて新卒保育士の確保策という形で、保育士確保の中でも養成校を卒業した学生にぜひ北九州市で働いてほしいというときの北九州市の取組の一つとしてＰＲさせていただく中で、この１年目、２年目、３年目の方を重点的にということでさせていただいているものでございます。また、あわせまして、この若年層というのがどうしても保育所の現場に入って、最初にすぐ離職率が少し高い分野になりますので、この年代のところにまず特化してさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございます。放課後児童クラブ、最終的に129クラブですね、これは今年度じゃなくて、お願いをして実施をしていただけるところから順次ということにはなりますよね。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　実際、委託事業ということでございますので、本来的には協力いただくというのがいいんでしょうけど、どうしても地元の方にお願いしているというところもございます。人の張りつけというところで厳しいかなというところもあったりすることがござ

います。そこら辺は、我々も人材の確保の部分につきましてはお話を聞かせていただき、それで、県の保育士の確保の事業とかにも、放課後児童クラブの保育士の求人とかっていうところもそこは重なってくるところがあるかと思いますので、そういったところにも御紹介しながら、引き続き一緒にやっていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございます。多分人材不足の中で、また朝早くから働いていただくってすごく大変なことにはなるかなと思うんですけど、８時前開所をぜひ早めに129クラブしていただけることを希望したいと思います。

あと、クラ弁、すごく御苦労していただいてありがとうございます。メニュー、子供たちの意見を聞いていただきながらしていただけるのが一番いいと思うんですけど、子供たちそれぞれ好き嫌いもありますけど、これから今、また１つでもお届けしていただくっていうことになると、人件費、また、ガソリン代の高騰で、物価高ももちろんなんですけど、すごく大変かなと思うんですけど、子供たちはお弁当の時間ってすごく楽しみかなと思うので、開けたときにアーッて思ってもらえるようなお弁当が届くとありがたいなと思って、よろしくお願いいたします。

それとあと、すいません、最後の若者の、保育士さんの支援なんですけど、１年、２年、３年目という方たちの離職率が高いっていうところで、また、新たになっていただく魅力発信というか、就いていただくためにこの処遇改善をしていることはよく分かるんですけど、その上がることに対しては、中堅の皆様からの御意見とかは大丈夫なんでしょうか。すいません。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　若年層だけで大丈夫なのかっていうところだと思うんですが、御指摘のように、やはり１年目、２年目、３年目だけにお渡ししているので、例えば４年目の方はどうなんだっていう御意見が全くないわけではないんですが、この事業が令和５年度から始めておりますので、その当時の方は一旦もらった方が今４年目、５年目になられているというのはあります。

それから、もう一つ、これとは別に処遇改善等加算という形で、保育士の処遇改善というのは国の予算も使って実施しておりまして、そういったものが割と中堅のリーダーに就いている方につく加算というのがございまして、例えば主任であれば月４万円とか、そういった加算もありますので、あとは園の中で少しずつ給料が上がっていっていただければ、結果的に逆転することはないのかなと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございます。保育人材の確保というところで大事な点と思います。

最後に、保育マイスターが27人認定されたっていうニュースを見たんですけど、これの選定

基準とかを教えていただいてもいいですか。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　保育マイスターについて御質問をいただきました。

保育マイスターは、おおむね10年以上の経験を持つ保育士で、施設長が認めた者、推薦する者っていう要件もございます。あと、キャリアアップ研修を４項目以上受けているかとか、あと、全国的な研修を受けているかとか、そういうことが要件になっております。この保育マイスターは、認定を受けた方たちが今後、北九州市のいろいろな子育て支援の場面で活躍していけるようにという目的もございまして、この方たちが自分の園だけでなく周りの園にも公開保育で指導に行ったりとか、研修会を行ったりとかしながら、地域の保育の質を向上させていくというところが大きな目的となっております。

○主査（西田一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございます。市を挙げて子供たちの保育に取り組んでいただけることがすごくありがたいなと。また、このマイスターの方たちがいろんなところに行って、10年以上続けられているっていうことは、その知識が豊かになって、それを生かしていただいて、若い保育士さんにもいろんなことを伝えていただきながら、保育人材確保にもつながるといいなと思っておりますので、この保育マイスターというのもまた引き続き、多分毎年認定されていくんだと思うんですけども、していただきながら、北九州市全体を挙げて保育の質を上げて、選ばれる北九州市になるといいなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　すいません。１点、修正させてください。先ほど若年層保育士の事業開始、私が令和５年度からと申し上げたんですが、令和４年度からの間違いでした。申し訳ありません。

○委員（小松みさ子君）ありがとうございます。

○主査（西田一君）金子委員。

○委員（金子秀一君）じゃあ、よろしくお願いします。私からは、第２子以降の保育料完全無償化事業ということで、就労の条件を外し、政令市で初、この事業を進めるということでありますが、この事業について、具体的な利用者が何名ぐらい増える予想なのかということと、あとまた、これによって待機児童が増えることはないのかということをお聞かせください。

もう一点目が放課後児童クラブについて、先ほど何点かありましたが、放課後児童クラブの方にお聞きしたところ、人材確保とともに、130万円の壁の影響が大変大きいということでありました。本年４月から130万円の壁の緩和について進められると思うんですけれども、この中身について、放課後児童クラブの皆さんに対してどのように周知をされるのか教えていただきたいと思います。

また、あったのが、どうしてもこの壁が130万円、110万円、住民税とかいろいろあって、働き控えをされる方というのがどうしてもあるという中で、福利厚生の拡充をぜひお願いしたいということでありました。現状の福利厚生についての考え方がありましたらぜひ教えていただければと思います。

３点目、最後ですが、先ほど立山委員の質問ともかぶるんですが、出産前後を含めまして、お子さんが亡くなった際のその御両親に対してのグリーフケア的な本市の相談する場所等がありましたら教えていただければと思います。以上です。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　第２子以降保育料無償化の拡充により何人ぐらい人数が増えるのかというところをお答えさせていただきます。

この事業が令和７年度の段階、今年度から保育の必要性のある子に限り、幼稚園のプレを対象としておりましたが、このときの人数が250人ぐらいを想定しておりました。来年度、第２子以降保育料無償化拡充で、保育の必要性の要件を外して定期的な利用のお子さんを対象にするということで、見込みとしては幼稚園のプレで600人程度になるだろうと。ですから、350人ぐらい増えるかなという予想です。それから、もう一つ、今回、プレに限らず定期的に通うお子さんは認可外保育施設も対象にいたしましたので、こちらが220人ぐらいという形で今積算をさせていただいております。もしかしたら今自宅にいるお子さんが改めて通われるという方がいらっしゃるかもしれませんので、実際の利用人数よりは少し多めに積算をさせていただいております。

それから、それが待機児童に影響するかという御質問なんですが、今御説明しましたように、来年度拡充するのが保育の必要性のないお子さんになります。今保育所を希望しているお子さんとは直接的にはかぶらないので、待機児童には直接影響がないのではないかと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　税制改正の130万円の壁ということで、この周知をどうするのかということでございます。

今、それこそ来年度の契約の準備をしているようなところでございます。先ほど申し上げましたが、委託事業ということになりますので、その委託の手続につきましては必要なものを現場からしっかり上げていただくというようなことになってくるかと思います。その中で、委員おっしゃるような部分というのは、現場では非常に悩ましく言われるのかなということを思っております。ただ、手取り足取りそれができるかというと、なかなか難しいところもございます。ただ、周知というところは、方法を今から考えていきたいとは思っております。

それから、福利厚生ということでございますが、先ほど申しましたとおり、委託事業ということになりますので、それについて、どこまでその委託料の中で見ていただくかというところ

で、ただ、国の支援メニューの中に具体的にありますのが健康診断、これについてはその運営費の中で賄えるような形になってございます。そういったところは就労の仕方、どの時間帯で働いて、どれぐらいのレベルの雇用を運営団体でしていただくのかというところでまた変わってくるかと思いますので、今度は視点を変えて、しっかりそこら辺の仕組みを見ていただける社労士といった方を組織に組み入れる、それにつきましても加算というのを用意しておりますので、そういった方に相談しながら、もしくは登用しながらというのをしっかりと周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　グリーフケアにつきまして、どういうところで相談ができるかっていうことについてお答えさせていただきます。

まず、グリーフケアにつきましては、国も数年前から力を入れておりまして、まず亡くなられるお子さんとかは医療機関で亡くなられる場合が多いので、医療機関のスタッフを対象としたマニュアルがきちんと整備されております。それと、自治体職員への役割っていうマニュアルも同時期かな、１年ぐらい遅れてだったかと思いますけれども、国で取りまとめられております。そういうものに基づきまして、私どもも胎児の状態で亡くされたとか、お子さんが小さいときの悲しみ、年代によってまた悲しみもそれぞれ違っているということで、まず第一義的には医療機関で相談していただくっていうことと、医療機関の中でやはり対応できない、継続的に支援が要るっていうことであれば子ども・家庭センターに連絡が来る場合もございますし、北九州市においても各区の地域保健係、保健師などがいる場所ですけれども、健康相談コーナーがそういう役割を担うということで準備をしているところでございます。特に胎児であれば産科の医療機関の方がまず第一にグリーフケアに当たりますけれども、その中で気になる方っていうのは区役所に引き継ぐことになっています。今事例がどれぐらいあるかっていうところまでは持っておりませんが、日常的に産婦人科医療機関とは連携を取る体制になっておりますので、何かあったら連絡をいただくっていうことにしております。

それから、救急外来であるとかそういうところで出会う保護者の方も非常に多いですので、そういうものがあるのと、もう一つ、北九州市は医療機関が昔から長く活動を続けてきておりますので、その中でグリーフケアっていうのは非常に大きな、家族の中の節目として大事なところだということで、民間で団体をつくっている方が３か所ほど私どもも把握しております。相談があった場合に、第一義的には個人の御家族のケアが主なんですけれども、そのうちほかの方の話も聞いてみたいとか、ピアサポートを受けたいという方がいらっしゃれば、そういう団体を御紹介することがございます。私も何度かそのピアサポートの会に行きましたけれども、赤ちゃん時代に亡くされた方、それとある程度、中・高生になって亡くされた方、抱える悩みがそれぞれで、なかなかピアサポートの場に行かれても、そこでよかったっていう方もいれば、もうちょっと大きくまで生きた方がいる方は私たちとは悩みが違うっていう反応もあっ

たりしながら、そういうことも含めて、その個人個人で課題が大きく違うなというのは実感としてございます。

なので、まずは直接グリーフの場に立ち会う方のスキル向上と、それとそれを支える行政の役割としては、連絡体制がきちんと整う、その先に何の支援が要るかというのは専門職がアセスメントしながら必要な支援につながっていくっていう、その人なりの、その家族なりのお別れの仕方みたいなことについては研究を続けていかないといけないなと思っている部分でございます。特に私どもは妊娠、出産の場面のところの相談が多いですので、流産を繰り返す方の支援だとかそういうことも非常に今後力を入れていかないといけないなと課題感として持っておりますので、今後も研究を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございました。

まず、完全無償化事業ということで、政令市初のことでございますので、これからもいろいろあるかもしれませんが、本当にありがとうございました。何とぞよろしく、またいろいろと状況も、今後も聞かせていただきます。

また、放課後児童クラブにつきましては、社労士の派遣って大変すばらしいなと思います。その上で、福利厚生の部分で、例えばインフルエンザの予防接種の助成はできないのかとかですね。福利厚生費に関しては、業務に関する資格取得の経費とか健康診断をおっしゃりましたが、あと、声があったのは充実した研修。たまには昼御飯を食べながら研修させてもらいたいとかそういったことも含めて、もちろん税の問題にもなっていくので難しい部分はあると思うんですが、そういったお声を聞きながら、こういったことってできないんですかね。お聞かせいただければと思います。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　先ほどもちょっとお話ししたんですが、放課後児童クラブが129ございます。それで、一同になかなか集めてということが実際できていない状況というのは確かにございます。それで、集合型でみんなで集まりたいとかそういった声というのは受けることがございます。ただ、なかなか一気に集めるというところができていないっていうのが現状でございます。どこかで皆さんお集まりいただいてということは考えておるんですが、今ちょっと委員がおっしゃったようなお食事会とかというところでいきますと、なかなか難しいところがあるかなと。例えばお昼をまたぐような研修になって、そこで皆さんで集まってお食事をされるとかということはそれに近いものなるのかなと。皆さん、情報交換とか、それとか苦労を分かち合うといいますか、そういった場を多く求めているようなそういったお話はいただくことがございます。そういった場もこの先確保できるような検討をしていきたいとは考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございました。私、放課後児童クラブ内での研修会と思っていたんですけど、広義に取っていただいてありがとうございます。ぜひ取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

あと、最後、グリーフケアということでありがとうございました。もう中原課長の切々たる思いをお聞きすることができまして、これからも研究をどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○主査（西田一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）いつもありがとうございます。私からは要望を１点、そして、質問を１点させていただければと思います。

要望ですが、先ほどクラ弁の話もありましたけども、今ガソリン代とか燃料が上がる局面でありますので、ここをぜひ配送料を見ていただくような底上げをしないと、お弁当屋さんもこれだけ赤字になるんならもうやめていって、結局クラ弁の事業がなくなってしまう可能性もありますので、ぜひ補助を考えていただきたい。これは要望とさせていただきたいと思います。

１点、発達障害のある児童生徒に対する支援ということで、今回その分岐点になるのが５歳児健診ではないかと思っております。５歳児健診モデル事業ということで今回上がっておりまして、国の論議においては、発達障害のある児童生徒への支援は、就学前から切れ目のない支援体制を構築して、ＩＣＴの活用や情報共有、そして、放課後児童クラブ、放課後児童通所支援事業所、放課後デイサービス等の連携強化が重点とされています。また、この特別な支援が必要な児童生徒に対しては、個別支援計画に基づく支援や専門家との連携、ＡＩなどを活用した新たな実践研究が推進されているといって、国の論議では就学前から切れ目のない、あと、教育とか、福祉とか、放課後デイとか放課後児童クラブとの連携強化、そして、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて情報共有、また、ＩＣＴ、ＡＩを使った情報共有システムの構築が目指されて、今令和８年度の予算にもついております。これは教育委員会とか、保健福祉局、あと、子ども家庭局も連動するところでありますので、５歳児健診の今回モデル事業が行われますが、こういう情報共有の在り方、ＩＣＴの在り方について、ぜひ検証、研究をしていただきたいと思いますが、見解があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　５歳児健診が発達障害などの入り口というか、分かれ道の大事な事業じゃないかということで御質問いただきました。

私どもも５歳児健診につきましては非常に大事な事業だと捉えておりますので、本会議でも御説明させていただきましたが、その後のフォローアップをどのようにしていくのかっていうことが保護者、子供にとって大事なことだと思っております。就学に備えてどんな準備をしていくかっていうことも含めて、対象の５歳児とその保護者の方がスムーズに今後学校生活に適

応できていくようなことを目指していきたいと考えておりまして、５歳児健診を構築するに当たりましては、健診を実施するっていうことはもちろんなんですけれども、その前に検討をしっかりやっていこうということで、医療関係者、保健、医療、それと教育の方にもしっかり入ってもらって、その情報共有も含めてどういう形で実施していったらいいかっていうところの議論に十分時間を取りたいと考えております。思いは恐らく一緒だと思いますので、私どももそういう現場のお声も聞きながら、実際５歳児を育てている保護者の方の意見もきちんと取り入れながら、この検討会をしっかり進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございます。就学前からの切れ目のない支援ということで、ぜひ議論を進めていただいて、各局にまたがる部分もあると思うんですけど、連携していただいて進めていただければと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。以上です。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）じゃあ、２点ほど。

子ども家庭局でこういう取組をやっていますよっていうことがあれば教えていただきたいんですけど、今私も立場上、地域のいろんなイベントとか事業とかに参加して、町内の中の親子連れの方たちが、多く参加するイベントであったりとか取組であったり、そういうときに親子連れですると地域のつながりも深まっていくし、子供さんがいるとすごく明るい気持ちになるんですけど、それがなかなか、所管は違うかもしれませんけど、町内会の加入とかに結びついていないところがあるんですね。今、地元で言うと年末の防災とか防犯を兼ねた火の用心とか、戸畑区で言うと祇園山笠がありますので山笠とか、スポーツ関係のイベントが地域でやるときとか祭りをやるときは結構お子さんたちが来るんですけど、日頃からもう少し親子連れの方たちが地域とつながるような取組に対してこういう支援をやっていますよとか、こういうのをやりたいんですよとかという気持ちがあれば聞かせていただきたいなって思います。

それから、本会議で質問した子ども医療費支給事業についてなんですけど、谷市長、初代市長ですね、の時代に制度ができたという、谷さんの何期目のときにこの支給事業制度ができたのか教えてください。以上です。

○主査（西田一君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　地域で親子連れで楽しめるようなイベントであるとか、事業であるとか、そういったものへのサポートというお話がございました。

具体的にちょっとイメージが違うかもしれませんけど、私どもとしては、各区役所等と一緒になりながら、例えば子供会活動とかそういったものに対する助成は北九州子ども会連合会というところを通じて行っております。そういったところからの例えば駅伝大会とかそういった事業については、私どもが出向いていって表彰式に参加したりということまでやっております

ので、現時点で言えば子ども家庭局としてそういうところに対応しているという状況でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　谷市長からの何期目というところが、申し訳ございません、その何期目というところは正確に把握しておりません。申し訳ございません。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　日頃から地域と触れ合えるような催しでありますとか活動ということで、子ども家庭局所管で身近な子育てネットワーク構築推進事業というのをやってございまして、これは母親クラブとか、あと、地域のサークルといったところにそういった方々の助成をしておるというようなところでございます。実際、そういった母親クラブ、母親サークルですね、母親クラブはまた別にございますので。母親サークル、これは活動支援金上限２万円で補助をさせていただいているところでございます。令和７年度は106団体というところで、そういった支援はさせていただいております。あと、フリースペースというところも用意させていただいて、我々で確認しておるところでは市民センターとか、あと、保育所とかも、これは幅広で統計を取っておりますが、319か所というところで活動いただいているような方たちに声かけしながら、指導といいますか助言できるようなコーディネーターというのは当方で人を確保しているようなところではございます。そういったところを回りながら、例えばこういった相談がしたいとか、そういったのがあったら区役所につないだりとか、そういった活動は従前からやっておるところではございます。以上でございます。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）ありがとうございました。親子連れで地域に入ってきてもらうこと、私もそうなんですけど、うちの両親も早く親を亡くしたんで、じいちゃん、ばあちゃんと一緒に暮らしたという経験がありません。私より若い世代もそういう家庭のほうが多いんじゃないかなと。ただ、親子連れで地域のイベントとかいろんな行事に参加していると、自分の親でない年配の方からいろんな声をかけられたり、こうしたらいけんよとか注意されて、雰囲気的に、すごくいいんですよね。それが子供たちの教育にもつながっていくんじゃないかなと思うんで、今後若い子供さんがいる親御さんたちの意見を聞いてもらって、こんな取組とかこんな支援をしてもらったらもっと地域でいろいろ活動できるねとかということはぜひつかんでもらって政策に生かしていただきたいと思うんで、今までもやっていただいているかと思いますけど、その後もさらに頑張ってもらいたいと思います。

　子ども医療費支給事業ですけど、谷さんの何期目だったかというのを聞くことによって、何年間で13回も拡充してきたのかを知りたかったんです。それ分かりますか。

○主査（西田一君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　すいません。谷市長が子ども医療の制度を実施、開始したのが昭和48年

７月で……。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）西暦で言うてくれんですかね。

○主査（西田一君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　1973年でございます。そして、これが谷市長２期目ということでございました。ですので1973年から、今2025年でありますので、五十数年のうちに末吉市長、北橋市長で13回の制度改正を行っているというところでございます。

○主査（西田一君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）これも武内さんを除く３人の市長それぞれの間で拡充しているっていう。約50年の間に13回。５年以内になるのかな、それだけ拡充してきたというのはそういう世代の方たちからの声が僕は大きいんじゃないかなって思います。北橋市長が最後に拡充したのが2022年ですから、もう４年今の制度が続いているんですね。もうそろそろ５年に近づくということで、そういう意味で本会議でいいタイミングじゃないかと話をさせていただいた、後からつけたみたいな話をしていますけど、そういう思いがあります。何度も言いませんけど、ぜひともこの実現に向けて、あらゆるところからでもしっかり財源を見つけてくるという努力をしていただいて、実施に向けて動いていただけたらなと思います。

今物価はさらにどんどん上がっていって、私、物価高のため車を軽油、ディーゼルにしているんですよね。もうすぐガス欠になりそうだったんで入れようと思ったら、ガソリン代と変わんないんですよ。軽油はまだ暫定税率が引き下がっていないんで、４月からだったかな。もう今ガソリンが190円とかというところもある中で、軽油も180円何ぼとかそういった状況もありますので、そういったことが家計を圧迫している方もあります。子供さんの数も昔に比べたら減っていっていますので、医療費も逆に上がっている部分もあるかもしれませんけど、ぜひ努力していただきたいなと要望して終わりたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）よろしくお願いします。

まず、第２子以降の保育を必要としない方への拡充。これ、大変感謝を申し上げます。強く要望もさせていただきましたし、皆さんの努力に敬意と思います。

そして、この話のときに福岡市と同等というふうな話からスタートしたんだと思いますけど、政令市初となりましたのは、これは無認可も認めたということなんだろうと思います。その無認可を認めようとなった背景みたいなことをお聞きしたいのが一つ。

それと、そのことのＰＲをぜひやってほしいと思います。皆さんがやられるＰＲというのは、多分第１子をお持ちの、通わせている方に第２子も無料になりますよというＰＲになると思うんですけども、そうでない方々、つまり北九州市は本当に子供と向き合っていますよというＰＲにつながるようにと思っていますので、お子さんがいる方、いない方問わず、市内、市

外も問わず、北九州市の取組をしっかりＰＲしてほしいと。これは要望とさせていただきます。

そして、５歳の健診モデル、これはモデルですから1,000万円ということになりますけど、これをもし全体でやることになればどれぐらいの費用になるのかという想定を聞きたいのが１つ。

それと、かねてよりこれも要望していますが、５歳児の歯の健診ですよね。これもこのタイミングでできればモデルをやってほしかったなと思いますけども、都市によっては５歳の健診と歯も健診をやっている都市が結構ありますので、その方向性をどう考えているかを教えてください。

それと子供施設の熱中症対策。これは園庭で子供たちを遊ばせたいけども、とにかく何度以上になったら遊ばせることができないともう国がうんぬんということで、幾つかの園では独自で屋根というかルーフみたいなのを張って、それが非常にいいんですよって話で要望が開始されています。拡充となって、去年たしか600万円だったと思うんで、900万円ってこれはありがたいと思っていますが、このスピードでいくと来年もしかしたら出るかな、再来年出るかな、５年以内には私のところもできるかなとなっていると、１年、２年、３年、４年、５年と遅れちゃうんじゃないかなと思うんですよね。それで、いずれにしても今子供たちが外で遊びたがっているのは間違いないんですが、必要な処置と思いますので、これについては何とか大作戦みたいな話で何年以内にどうなるかということに振っていかないと、もしかしたら来年、再来年やれば補助がつくんじゃないかという意見が出て、逆にスピードが遅れそうな気がしますので、そこのところについて教えてください。

それと、最後にですけども、ボランティアステーション。ボランティアステーションの予算が削られたんですよね。これ、僕はよく利用しているというか、子供たちの人気の事業と思うんですけど、物すごく少ない事業で物すごく頑張って、物すごくいい成果だと思うんですけども、微減という感じなんですけど、これは何か理由があるところですか。10万円か20万円か削られているみたいな感じなんですよね。教えてください。以上です。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　５歳児健診を全体でやったときの予算についてというところでございます。

実施方法につきまして、まだモデルを経て検討することになっておりますが、国の補助単価が１件当たり5,000円ということが決まっておりますので、それで算定すると健診だけで3,000万円から4,000万円ですね。それに付随しまして、その後の２次医療機関に受診していただくとか、カンファレンスをどの体制でやるのかとか、様々なことがくっついてきますので、全体で実施した場合にどの程度かかるかというのは実施方法、その支援体制の組み方、様々なことによって変わってくると思いますので、そういうことも検討するための検討会でございま

す。しっかりその費用についても私たちも研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　第２子以降保育料無償化の拡充の背景ということで御質問いただきました。

今委員御指摘のように、第２子保育料無償化の昨年度までやってきたものは、働く親に対する支援ということで、保育の必要なお子さんを対象に行ってきました。そこに対して来年度に向けましてこちらでいろいろ検討する中で、働く親だけに限らず、例えば就労していなくても子育てに専念している方、地域で活動されている方を含めて、全ての子育て世帯、多子世帯に対する支援が必要ではないかということで制度を深化させたというところでございます。ここの認可外を含めた経緯ですが、今申し上げたような経緯で検討する中で、幼稚園のプレに限らず、施設の種類を問わずという形で定期的に通う全ての子供を対象に第２子以降の保育料の無償化を拡充いたしました。以上でございます。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　すいません。先ほど５歳の歯の健診のこともございました。実はこれ、国の補助額には今のところ歯の健診が含まれておりませんで、そういう御要望もあるということは承知しております。ただ、歯の健診につきましてが保健福祉局が所管になりますので、協議しながら、５歳の歯、幼児の歯の健康についても協議していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　熱中症対策助成事業についてのお尋ねでございます。

今委員から御紹介いただきましたように、この事業は、最近のここ数年の異常な暑さの中にあってもできるだけ子供の外遊びを確保したいという現場の皆様、それから、いろんな関係者の皆様からの御要望をいただいて、そして、市としてもそのような思いで、令和７年度に新規事業としてスタートさせていただいたものでございます。施設の環境整備、これ自体は一義的には各施設で整えていただくものだと思っておりますが、やはりこういう異常な暑さの中での遊び確保という点で、市が施設設置額の最大半額を補助する上限100万円ということでやらせていただいております。令和７年度の実績を振り返りますと、全部で10施設に対して支援をさせていただいているんですけれども、実は申請というか相談をいただいた施設が全部で31施設ございました。ですので、この残った21施設に対しましては、今年度、来年度で補助をしていきたいなということで、今年度300万円拡大の900万円の予算を計上させていただいております。委員から今、スピード感としてどうなのかという御指摘もいただきましたけれども、あくまで一つは園の判断、需要の状況というのを見ながら、今後も継続的に、少しずつにはなりますけれども、やっていきたい。現場の先生方からも、ぜひこれは続けていってほしいという要

望をいただいております。ですので、予算については、今後しっかり頑張っていきたいと思うんですけれども、まずは900万円今年度計上させていただいた分で、来年度以降も継続に向けて努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　青少年ボランティアステーションの予算につきまして御質問いただきました。

確かに減額にはなってございまして、令和７年度の予算が140万円。これが７万円ほど減額になっております。割合としては非常に低い額だと思っています。この内容としましては、例えば役務費といいますか、郵送代ですね。郵便を電子メールやその他に置き換えたりとか、その他需用費、例えば文具とかそういったものを、こども若者成育課の一部ですので、私どもでまとめて購入して現物で使っていただくと、そういったことを努力しまして、７万円なんであまり大きい声では言えませんけれども、一生懸命やっているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）順番があれですけど、まずボランティアステーションなんですけど、僕としてはというか、物すごくいい活動になっていまして、多くの町でやっているかというと、ここまでちゃんとやっているというか浸透しているところが少ない感じがやっぱりあるんですよ。特に中学生まで認めてもらえるとなっていますので。それで、コロナのときもボランティア活動をしたかったんだけど、そのイベントがなくてみたいな声が結構入っていたので、物すごく役立っている事業だなという実感、体感が僕にありましたので、これについてはその７万円減ったのはいろんな事業の効率化だと思うんですけど、思いはむしろ増やして、この活動が大事だという思いを伝えたかったということなので、ぜひ予算については頑張ってほしいと思います。

そして、戻りまして第２子以降の無償化。僕思ったんですけど、いろんな判断をするときに、無認可は220と聞きましたので結構あったなというんでしたけども、これに思い切って踏み込んだというのは、やっぱり政令市初という看板が一つキーワードにあったんじゃないかなと勝手に思ったんですよね、福岡市はやっていませんでしたから。だから、そういう意味ではいい取組だと思いますので、いいＰＲをと思うんですが、その際に、何度も出ますけど、保育の必要性のない方に保育の提供をすると聞こえるんですが、今の話からすると希望する方々に対しての提供だと思うんですよね。ですから、ＰＲをするときに、希望する全ての方々、つまりお母さんが働いているとか、あるいはお母さんが介護しているとか、いろいろ勉強中だとか、いろんな状況がある中で、希望している方に対してであって、保育の必要性のない方ではないという、これは言葉ですけれどもね、だから、行政の言葉はそうかも分かりませんけども、いいＰＲがいいようにつながるようにと、これは要望というか意見として申し上げておき

ます。

それから、歯のことはぜひ、これは国のメニューに僕は入れるべきだと思うんですけどね。これも我々からしっかり要望も上げていきたいと思いますので。その際には、やっぱり一つのセットだと思うんですよね。５歳児の歯の話は、歯並びも含めて大事な時期だということがあるんですけど、すごくちゃんとできている家庭はきちんとやるけども、そうじゃないところの差が結局将来ということは発達障害も含めて同じ感じだと思いますので、連携と国の要請を強めたいと。我々も頑張りたいと思います。

それと熱中症対策なんですけれども、結構やったところはすごく評価がよくて、やってよかったですよと。そうですかって。やっぱり子供たちは外で遊びたがっていますからというのがもう正直なところなんですよね。それで、施設の自主性ちゅうのはもちろんだと思うんですけど、隣の園はやってくれたけどうちはやれなくて、やれないんですかといったら、いや、来年補助金が出るかも分かんないから、いやそれは自主性です、いやでも、ちょっと値段が増えましたからとかやっていると、何となくそのことで遅れちゃう気がしますので、もし今年が最後ですちゅうと、当たんなかったというか選ばれなかったところはやらざるを得んと思う、逆に言えばですね。ですから、我々としては補助してほしいと思っている立場でありますので、予算も頑張って、とにかく早期設置になるようなビジョンをやってほしいと思いますので、お願いしたいと思います。

今週末もいろんな町のいろんなイベントがあってやってんですけど、そのことを子供たちにしっかり知らせたかったなという思いがあって、今海外の観光客に北九州市に来てほしいみたいなことに物すごくお金を使われて、これはこれで一つの理なんですけども、北九州市で住んでいる人、北九州市に住んでみようかなちゅうのは何かちゅうと、北九州市に住んでいる人って楽しそうだよねというのが一つの大きなキーワードと私は思っているんですよね。北九州市に住んでいる人を楽しくするいろんな事業者がおるんですけども、そのことを知らせるのは市長も含めて皆さんがよく頑張ってもらいたいと思っていますので、今、前回の議会から随分進んだと聞いていますけども、今も市の公園というか、かつ市の子供たち専用みたいなことになっているので、例えば空港まつりみたいなのはそのスキームに乗っていなかったんだろうなと思っています。ですから、いい、楽しい町をつくるために、情報提供のところはまたしっかり改めて、これは御要望で終わります。私からは以上です。

○主査（西田一君）12時をちょっと過ぎてしまいました。ここでしばらく休憩します。再開は午後１時、13時とします。

（休憩・再開）

○主査（西田一君）すいません。じゃあ、休憩前に続きまして質疑になりますが、有田委員が体調がちょっと悪いようなので、自民党の時間ではあるんですけど、主査の判断で有田委員を挟んで先に質疑をやってもらいます。有田委員。

○委員（有田絵里君）すいません。委員会の皆様、本当にありがとうございます。では、お時間を少し取らせていただいてやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問いたします。

まず、保育補助者制度について、条例が変更になっているかと思います。朝夕など児童数が少ない時間帯において、保育士１名と保育補助者１名の配置を可能とする内容となっているかと思います。保育士不足への対応として、制度を柔軟化する趣旨は理解しております。一方で、保育補助者は必ずしも保育士資格を持つ方とは限らないかと思います。そこで、子供の安全確保や保育の質の担保という観点から、本市としてこの制度をどのようにお考えになられているか、お伺いいたします。

次に、地域限定保育士制度について伺います。

今回の条例改正では、地域限定保育士制度を活用する内容となっています。この制度は、保育士不足の解消を目的として導入されているものと理解しております。福岡県では地域限定保育士試験を実施される予定と伺っておりますが、本市としてこの制度を活用すればどの程度の人数の確保を見込んでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

また、本市において現在不足している保育士数についても併せて伺います。

続きまして、慣らし保育について伺います。

慣らし保育は、子供が新しい環境に安心して慣れていくための大切な取組であると理解しております。一方で、保護者の職場復帰との関係では、慣らし保育の期間によっては勤務との調整が難しいという声を伺っております。特に小学校の教員、また、看護師などの医療従事者、保育士、あとは公務員など、４月から勤務が始まる職種に関しましては、４月１日から職場復帰するケース、そして、職場復帰する必要があるケースも多いと考えられております。

そこで、伺います。

本市において慣らし保育の期間について実態を把握されていらっしゃるのか、また、一般的にどの程度の期間で行われているのか、伺います。

最後に、１点、こちらは要望とさせていただきます。クラ弁の事業についてです。新入生の子供たちを育てる働く保護者の方から、保育園は３月31日まで預けることができる一方で、４月１日からプツッと給食がない状態が続いてしまいます。急に半月以上お弁当を作らないといけないこと、そして、小学校に入学するとすぐには給食が始まらないため、その期間の対応に困るという声をお伺いしております。このクラ弁の事業というのは、働く保護者の負担軽減、これを目的とした取組であると私は理解しております。特に春休みから入学直後のこの時期、特に今言った４月１日以降、この制度を必要とする家庭が多いタイミングではないかと私は思っております。ぜひ春休みに向けて広報を強化していただくことで、この期間に利便性を感じていただいた方が夏休み期間中も利便性を感じて次も使っていただけるようなアプローチがし

やすくなるのではないかと思っております。特に新入生の保護者の方々にクラ弁の利便性がしっかり伝わるよう取り組んでいただきたいということを要望いたします。以上です。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　保育補助者についての御質問にお答えいたします。

今回の条例改正で保育所の職員配置の条例に関しまして改正をしておりますのは、今まで配置基準上、必要な保育士が１名になる場合でも最低２名置かないといけないという条例を、そのうち１名に関しては保育補助者でもよいという形に条例を改正しております。この保育補助者につきましては、北九州市といたしましては、全国的な専門研修であります子育て支援員研修の修了を要件とすることとしております。この子育て支援員研修を令和７年度から北九州市でも開催しておりまして、この研修を実施した方に保育補助者として入っていただくことで質と安全を確保したいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　次に、地域限定保育士についてお答えいたします。

試験自体が４月から福岡県が実施することになっておりまして、何分初めてなもんですから、見込み的なところも、本会議でも御質問があったんですけど、正直御答弁は難しいなというところなんですが。先行して国家戦略特区時代から活用している神奈川県とか大阪府においても、一定の数が実際に試験も受験されて合格されているということです。

ちなみに福岡県では今、年２回の保育士試験なんですけれども、令和５年度、令和６年度の実績を見ますと、１回の試験で大体1,000人前後が受験をされて、そして、合格者も数百人出ているという状況です。神奈川県と大阪府の状況から見ましたら、正直はっきりした数は分かりませんが、数百人程度といいますか、県内で数百人程度は地域限定保育士として試験を受けられる方が出るのかもしれないというぐらいしか今現状で申し上げられないのが申し訳ありません。

それと、そのままお答えしたいと思うんですけど、不足している保育士数というお尋ねがございましたが、これも正確にはなかなかつかめていないなというのが正直でして、ただ、一方で保育現場の声として、実際に子供を入れたいけど、保育士が不足しているから受け入れできないといった声もあるのも一応事実でありますので、それで実際に何人ぐらい不足しているのかというのはなかなか市としても現状としては把握できていないのが実態でございます。ただ、今後とも、保育士確保についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っています。以上でございます。

○主査（西田一君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　慣らし保育に関して御答弁いたします。

慣らし保育につきましては、入所から大体どれぐらいなのかという一般的なところをお尋ねがございましたけれども、これが、すいません、私どもも把握しているものとしましては、例

えば平成18年度に国が各自治体というか保育所運営者宛てに慣らし保育期間というのに配慮するようにというような通知を出したりしているんですけれども、その中ではおおむね１～２週間程度慣らし保育というのが行われているというような書き方をされております。ですので、一般的な期間としては１週間ないしは２週間、そのお子様の状態によっても長短あるのかなと思っております。北九州市の場合は、慣らし保育につきましては、お子様の状態次第で期間は変わるんですけれども、ルールとして今お願いしていますのは、入所から１か月半をめどに復職していただくようにという運用にしております。以上でございます。

○主査（西田一君）クラ弁はよかったっけ。

○委員（有田絵里君）クラ弁は一応要望にしています。

○主査（西田一君）要望か。すいません。失礼しました。じゃあ、有田委員。

○委員（有田絵里君）すいません。ありがとうございます。

まずは、保育補助者制度につきましては、ありがとうございます。しっかり子育て支援員研修を修了された方ということで、現場の安全確保、保育の質が何より重要だと思いますので、そこに関しましてはしっかり守られるように、制度をしっかり見ていただければと思います。ありがとうございます。

あと、続きまして、地域限定保育士制度ですね。ありがとうございます。不足している保育士数がなかなか把握できないというのは、今後のその事業を考えていく上で、何を目標に、ＫＰＩをどうするのかという部分に関して、かなり重要な部分じゃないかなと思いましたので、ここをぜひ今後、なかなか把握が難しいのかもしれないんですけれども、できればやっていくべきところではないかなと思いますので、それは改めて要望したいと思います。

先ほどの高橋委員の御答弁のときに、この地域限定保育士制度のお話の中で、この地域限定保育士については筆記試験、通常の保育士試験と同じ内容ということで、実技試験は講習を行うというような御答弁だったかなと思っております。また、本市としては、法人に対して保育士と同等に扱ってほしいという御説明をしていくというような御答弁だったかと思っております。一方で、制度上は地域限定保育士という資格であり、通常の保育士とは一応区分された制度でもあるのかなと思っております。そうしますと、地域限定保育士として働く方にとっては、処遇やキャリアの面でどのような位置づけになるかっていうところは気になるところかなと思っております。本市として、地域限定保育士は通常の保育士と同様の処遇で働くことができる制度としてお考えになられているのか、また、この制度を保育士不足への暫定的な対応として捉えていらっしゃるのか、それとも保育人材確保の一つの柱として考えていらっしゃるのか、市の認識を伺います。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　地域限定保育士については、すいません、先ほどちょっと時間がなくて申し訳なかったんですけど、保育士と基本的には同じ扱いなんですね。ただ、地域限定保

育士というのが基本的に福岡県内で３年間ほど登録をしてという限定がありまして、その３年間については福岡県の中でしかお仕事ができないという状況というのが普通の保育士と違うところでございます。実技試験に代えて実技の講習会ということで実際にやられて合格をされますと、これはもう保育士として名のっていいんですよというのは国からも通知いただいていまして、保育士としては基本的に、内容としては現在、保育士試験と同様に保育士としてお仕事ができると。ですので、各法人に対しても、基本的に保育士ということで、どのような処遇をしていただくかというのは、しっかり同じ処遇をしていただきたいという趣旨から丁寧に説明してまいりたいと、こういう趣旨でございます。

実際に地域限定保育士についても、私どもとしては、やっぱり保育士確保の一つで、大きな柱とまでは言えるかどうかは正直分かりませんが、これまで取り組んできた継続した取組と併せて、保育人材確保の一端を担っていただくためのものということで、これからも大切にこの制度をしっかり運用して、少しでも福岡県内で、特に北九州市でお仕事してもらえるように、実技講習会では北九州市内の保育園の見学実習というのもございます。そういう場も活用しながら、しっかりと北九州市内でお仕事していただけるようにアピールしてまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（西田一君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。保育の人材確保の一つとしてしっかり捉えていらっしゃるということだったので、３年に１回更新という形なのか、３年間しか働けないのかというのがまたちょっと気になるところではありますけれども、福岡県からお引っ越しされた後とか、その地域を出てしまうと、またこれは再試験しないといけないとなるんですかね。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　すいません。制度の説明でございます。３年間はその地域限定保育士ということで福岡県内でのお仕事に限定されると。ただ、３年たった後、もう一回登録という手続だけはしていただくんですけど、その登録という手続、試験ではなく登録という手続さえしていただければ全国でお仕事をすることができるようになると。ですので、その段階で試験があるとかそういうことではありません。最初の３年間は、まず福岡県内という地域での限定の登録をして、地域限定保育士となります。県内でしかお仕事ができないのが３年間で、それを超えたら、今度は全国で例えば転勤するから仕事をここでも、別の県でもやりたいといった場合には、保育士の登録という全国登録というのがあるんですが、それをもう一度し直すことで、試験等はもう受けることなく他の県でも仕事できるということでございます。

○主査（西田一君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。３年間、どちらかというと実地試験じゃないですけど、しっかりその登録した県内で保育の現場でしっかり働いた上で、保育士として確立してどこにでも就職ができるように、登録をし直してできるようになるということで、とても

いい内容だなと思って、改めて伺うことができて安心しました。今後、今していただいている取組と併せて、今後も北九州市で長く勤めていただけるような施策、事業をどんどん進めていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

慣らし保育について伺いたいんですけれども、未入所児童の存在だとか、あと、４月入所の集中の状況とかを見ると、日本では学校や就労などが、どうしても多くの制度が４月開始を前提に動いている、言わば４月社会とも言われる構造があるのではないかと感じております。その中で、４月１日から職場復帰する保護者と慣らし保育の期間との間にミスマッチが生じているケースもあるのではないかと思っております。子供の安心を守ることを前提としながらも、保護者の働きやすさとの両立という視点から制度運用を考えていく必要もあるのではないかと思っています。こちらに関しまして、本市の見解を伺えればと思います。

○主査（西田一君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　慣らし保育について、４月１日の復帰がもうマストというか避けられない場合の慣らし保育期間というのがちょっと難しいのではないかというお尋ねかと思いますけれども、確かに今委員御指摘のとおり、４月１日に職場に復帰する場合で十分な慣らし保育期間を確保しようと思いますと、３月１日に保育所に入所すればおよそ１か月程度は慣らし保育の時間が確保できるわけでございますけれども、今未入所児童のお話もありましたが、３月というのがやっぱり１年の中で一番保育所の新規入所というのの枠というか、入りにくい状態であるというのは私どもも承知しているところでございます。ですので、期間のミスマッチといいますのは、やっぱり入所が決まって復職する前の間にしかるべき慣らし保育をやっていただくというところは、これは我々の思いとしてはあるんですけれども、それをするために４月を待たずに入所しないといけない事情の方が一定程度おられるというところはしっかりと課題として受け止めたいと思います。

ですので、例えば３月、今でも一定数の新規入所はできているんですけれども、例えばさらに多くの方が入所できるように、今日何度か議論になっておりますけれども、受皿となる保育施設、こちらが定員に余裕がある状況でも今運営するスタッフ、保育士が足りずに受入れができないというような声も現場の先生方からは聞いておりますので、そこの人材確保をしっかりサポートしていきまして、少しでも多くの方が希望されるタイミングで入所できる環境整備というのに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。というのも、今回、この慣らし保育のことに関しては、今回がたまたま小学校の教員の先生からのお話でした。全国平均ですけれども、小学校の先生方の６割が女性の教職員の方ということで、女性が多い職場でもあると思っています。そうやって戻りたいと思ったとき、また、教師として戻られるということであればクラスの担任を持つ可能性も十分あり得る状況で、４月頭からすぐに戻って、すぐ体制を整えてって

しないといけないような状況にもあるにもかかわらず、もう１～２時間しか子供を預けて働くことができないというようなかなり苦しい思いをされている、真面目だからこそ苦しんでいらっしゃる状況というのをじかにお話を聞かせていただいたことで、そこに制度のミスマッチが出ているなと感じました。ここに関しましては、さっき申し上げましたとおり、教育現場だけではなくって、医療の現場、あと、公務員の方々でも、教職員だけでなく４月１日に職場復帰しないといけないという方々で、なかなか人数が足りていない場所とかになってくると、その人一人が抜けることによってかなり職場に迷惑がかかる。また、仕事に戻りたいって思ったときに、なかなかその現場での理解が得られなかったときに苦しい思いをするのは働く親。そこで長く続けたいと思っても続けられない、そういった制度のミスマッチが出ているというのは私たちはしっかり受け止めなければならないなと思って、今回質問させていただきました。難しいかもしれないですけれども、未入所児童も３月はかなり多いと思います。毎年増えて、微増ですけど増えているというのもたしかそうだったと思いますので、ぜひよろしければそこに関しましては新たな予算をつけて何か人を増やしてっていうのは難しいのかもしれないんですけれども、しっかり今ある制度と、あと、もし本当に必要であればそういったところに人をあてがうことができるのかなど、子ども家庭局の方々にかなり御負担かけるかもしれないですが、ぜひ前向きに御検討いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

すいません。急に私の体調のせいで先に質問させていただいたので、本当にありがとうございました。では、以上で終わらせていただきます。

○主査（西田一君）改めまして、有田委員の体調を考慮して、通常、会派ごとの質疑とお願いしていますが、主査において先に質問してもらうことを許可しましたんで、ありがとうございました。

それでは、自民党、宮﨑委員。

○委員（宮﨑吉輝君）それでは、私から質問させていただきたいと思います。

たまたまですが、有田委員が私の前にやっていただいて聞きたかったことを聞いてくれたので、その部分は削って質問したいと思いますが、局別事務事業一覧を見ながら少しお話をさせていただきたいんですが、保育士の不足というのはもうここ数年ずっと私も聞いておりますし、保育園に伺うと、現場の方々からも保育士の確保が難しいという話を聞きます。この事務事業一覧を見ると、保育士を雇用するための事業というのがたくさん上がっています。処遇改善とか雇用支援、育成、それから、住宅の支援とか就職支援、いろいろあるんですが、この保育士不足、保育士を確保するためにどれぐらいの予算を、たくさんあるので、全部で幾ら予算を立てているのかというのが１点。

そして、先ほどどれぐらい不足しているんですかというのをまさに有田委員が聞くと、そこは把握は難しいということだったんですが、どれぐらい不足しているのを把握するのが難しいなら、この様々な事業と予算を使って何人確保したいと思われているのかというのを教えてい

ただきたいなと思います。

もう一点が、その事業の中に、また別ですけど、児童虐待防止のためのＳＮＳ相談事業というのが1,584万円と上がっているんですが、これが前年度の予算が上がっていないように見受けられるんですが、これは新規事業ということでいいのか、あと、内容を教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　今保育士確保策の予算総額という御質問をいただきました。

委員御指摘のとおり、たくさんの事業をしておりまして、かつ保育士確保というのがどこまでを保育士確保策と捉えるかというのが難しいところもございまして、正直、具体的に今幾らですという即答は難しいのがお答えでございます。ただ、例えば先ほど申し上げた若年層保育士に対する処遇改善というのが9,000万円台の予算があるんですが、これは保育士確保策でもあり、同時に処遇改善策でもあるというような予算でありましたりとか、障害児加配の保育士加配とかもあるんですが、こちらが２億7,000万円の予算を組んでいますが、これは保育士確保の策でもあり、障害児支援の策でもあるというような形で、保育士確保だけの予算というのは、申し訳ありませんが計算できませんが、ただ、ざっと５億円とかそれ以上の金額はかけているかなと思います。

目標というか何を目指すかというところで御質問いただいたんですが、これも御指摘のとおり、確かに難しいところではあるんですが、なぜ分からないかというのが、例えば保育所によって保育士は何人いるっていうのが決まっているのであれば、そこに不足が何人というのは計算ができるんですが、保育所というのは保育士が何人いたら子供を何人預かる、逆に言うと子供を何人預かるから保育士が何人必要と計算をされるので、その瞬間、瞬間、必ず保育士と子供の数は充足するようにはなっているんですが、子供の入所状況等にもよって変わるところがございまして、何人不足していますかというところに保育所側もお答えが難しいというところがありまして、こちらとしても集計が難しいというのが実情でございます。お答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○主査（西田一君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長　児童虐待防止のためのＳＮＳ相談事業の御質問にお答えいたします。

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子供や保護者自身がより相談しやすい環境を整えるために、これは国の事業として令和５年２月にＳＮＳ相談がスタートいたしております。北九州市では令和４年11月からスタートしておりまして、令和５年から福岡県が委託をして、北九州市、福岡市は県に負担金を払うという形で、それがこの1,580万円となっております。ですので、予算は令和５年から計上しておるところです。

事業の内容といたしましては、毎日10時から夜８時までＳＮＳ、ＬＩＮＥで相談を受け付け

るような体制になっておりまして、令和６年度につきましては北九州市で317件、そのうち虐待関係36件の御相談を受け付けております。以上でございます。

○主査（西田一君）宮﨑委員。

○委員（宮﨑吉輝君）ありがとうございました。

まずは今の虐待相談の件ですね。やっていたはずだよなと思っていたんですけど、その局別事務事業一覧の中でたまたま前年度の予算を見つけられなかったので新規なのかなと思いましたが、今の説明で理解しました。

それから、保育士確保ですね。なかなか実数把握が難しいという理由も分かりました。それから、保育士を確保するためだけの予算じゃなくて、いろいろ絡んだ予算なんだということもしっかり理解はしました。その中で、約５億円ぐらいじゃないかなという、今ざっくりとお話をいただきました。それだけの予算を使いながらでも保育士を確保していかないと、預けたいと思っても預けられない、困っておられるという方がおられる。毎年そうやって不足している保育士確保のための事業を拡充したり、新規でやったりしながら取り組んでいただいていますので、メニューがたくさんあるよなって思ったのは、一番保育士を確保するために何をすれば確保できるのかってもうずっと何年もやってきていますから、傾向って分かっているんだろうと思いますので、一番保育士を確保するためにここだっていう部分、そこをやっぱり手厚くしていくことが一番確保につながるんじゃないかなというふうな思いを持ちながら、毎年こうやって不足していて、課題で予算を上げてっていうふうな説明を受けておりますので、現場、現場の話を聞きながら改善しながら、保育士不足を解消できましたというお話が聞けるように取り組んでいただきたいと要望で終わります。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）２点お尋ねします。

１点目は５歳児健診モデル事業ですけど、健診の内容と、このモデル事業に理学療法士、作業療法士が関わっているのか教えてください。

２つ目に、送迎保育ステーション試行事業というのが令和７年度に行われて終わっています。多分今年度は成果等を検討すると、現在、成果等を検討中ってことが書いていますんで、そういうことなんだろうと思いますけど、この事業をやる前の目標数値と実際にあった数値を教えてください。以上です。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　５歳児健診につきまして、理学療法士、作業療法士等のリハビリ職が関わっているのかっていうことですけれども、国のポンチ絵の中には、健診に関わる職種として実際に上がっているものが作業療法士などっていうことを書いてあります。それから、国レベルの動きでも、やはり５歳児の運動発達だとか巧緻性のことなどもありますので、作業療法士、理学療法士の関与っていうことは国からも文書が出ておりますので、私ども、来年度早々

に検討会を実施したいと思っておりますが、その中にそういった実際の子供に関わるリハビリ職の方にも関与していただきたいとは考えております。まだ具体的にどういった方を通してお願いをするかっていうのは未定な部分がたくさんございますけれども、いろんな職種が関わって子供の発達を見ていく必要があると考えております。以上です。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　２つ目に送迎保育ステーション試行事業についてお尋ねをいただきました。

予算上、見ていただくとお分かりのように、令和８年度は予算計上というのはしていない状況です。今中村委員御指摘のとおり、現在、試行事業としては令和７年９月から11月までの３か月間で終了しまして、今まさに実際に利用された方とか、それから、実際に使用していただいた保育施設の方とかにいろいろアンケートを取りながら、そしてまた、有識者の方の御意見を聞くという場を設けながら、これからこの検証といいますか効果について確認しているところです。また、課題についても検討しているところでございます。もう少しこれには時間かかるんだろうと思っております。

実際の予定ということでございますが、当初の予定としましては、まずは１施設、ステーションを１つ小倉南区に設けまして、そして、それから一番離れている旭ケ丘保育園というところに送迎バスを運行するということで予定をしまして、大体多くても１日10人程度の定員で実施しようかということでスタートしました。実際の利用としましては、朝と夕方とそれぞれ御希望を募りながら実施しまして、大体平均的には多いときで８人ぐらいで、少ないときはやっぱり雨とか、もしくは保護者の方の今日の御都合とかということを聞いたりしたので、３～４人程度であったという日もありました。特にニーズとしましては、朝の時間が少しでも短くなればということで、夕方よりは朝の時間の利用が多かったなと。夕方については、お子さんがそのステーションでの過ごし方で非常に慣れてきたときに帰りたがらないというところがあって、お迎えに来たときもちょっと親御さんが待たないといけないという事情がありましたんで、どちらかというと夕方はもう今はやめときましょうと。朝方は、15分でも20分でもこの送迎にかかる時間が短くなれば、例えば朝御飯を子供とゆっくり一緒に食べて、ゆっくりお話をしながら自分も仕事とかに行けるということでのメリットが十分ありましたというようなお声を聞いております。今はそういうところを含めて、効果、それから、課題についてもしっかり検証していくということで臨んでおります。以上でございます。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）あれ、答弁が、健診内容等を聞いていますけど。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　申し訳ございません。５歳児健診につきましては、問診、診察、評価、専門相談、それから、健診後のカンファレンスっていうものが国から示されております。

実際、その心身の発達状況っていうところが、様々なアンケート項目とか、例えばじゃんけんの理解ができるかとか、片足けんけんができるかとか、閉眼して何秒か耐えられるかみたいな、健診の中で観察するような項目が非常に具体的に定められており、国でマニュアルも作成されて、こども家庭庁のホームページ等で一般の市民の方も見れるような状況になっております。失礼いたしました。

○主査（西田一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）ありがとうございました。先日、福岡県の作業療法士協会の方と話したときに、幾つかの自治体から依頼を受けているという話も聞きました。本市もそれも検討しているってことですんで、理学療法士、作業療法士は療育センターにたくさんいるぐらい、子供の正常発達を理解して、障害があったら発見して対応することの専門職ですんで、ぜひ一緒にやっていくように要望して終わります。以上です。

○主査（西田一君）それでは、副主査に代わります。

（主査と副主査が交代）

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）まず、小学校、中学校で不登校だった子、義務教育のときに不登校だった子、そこから中学卒業してすぐに、例えば高校に行ったら高校にすぐに通えるようになるとかそういうこともないと思うんですが、中学を出た後もひきこもり等で学校に行っていないとか、仕事もしていないとか、そういった若者、青年に関して、子ども家庭局としてどういったフォローをしているか、お尋ねします。要は教育委員会と情報共有して、個別のケースでフォローしているのかどうかお聞きします。

次、先ほどからるる質疑をやっていますが、第２子以降の保育料完全無償化についてなんですが、定期的に通う全ての子供というのをどのように認定というか定義しているのか、お尋ねします。

それから、今議会もお尋ねしたんですが、子育て家庭へ食品を配る配食サービスについて、まだ本会議ではやらないよということだったんだけど、改めてなぜ実施しないのか、伺います。

次、これも先ほどの質問と重なるかもしれませんが、乳児等通園支援事業ですね。こども誰でも通園制度なんですが。受皿ですね、認定こども園などの受皿は確保できるのかということ、それから、これは代表質疑で戸町議員がお尋ねしたんですが保育所整備推進事業ですね。関連してお尋ねしますが、次年度の整備箇所は何か所なのか、お尋ねします。

それとひとり親家庭実態調査等事業。今回、昨年にはなかった事業が載っていますが、どういったことをするのか、お尋ねします。

それから、関連して、ひとり親家庭自立支援給付金事業。これが昨年度に比べて3,400万円ほど減額となっていますが、要因を伺います。

次、特別保育事業補助について。これは今度、昨年から8,000万円ほど減額になっていますが、要因をお尋ねします。

次、保育ソーシャルワーカーについて。これは先ほども質問が出ていましたんで、これはもう要望として、とにかく効果的な取組を期待します。最近、保育現場から、ちょっと関係ないけど家庭の事情であったり、それから、障害を持っているのかどうなのか、いわゆる気になる子供のこととかをなかなか保育所として専門的に詰めて対応ができないという中で、これはとにかくソーシャルワーカーさんについては効果的な取組を期待します。現場の負担を軽減できるような取組を期待しています。要望です。

最後、放課後児童クラブ指導員処遇改善事業は具体的にどのような改善になるのかをお尋ねします。以上です。

○副主査（高橋都君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　まず、義務教育のときに不登校だった方々を継続してどのように子ども家庭局としてフォローしているのかという御質問に対してお答えいたします。

私どもでは、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業、ちょっと長いんですけども、こういった事業を実施しております。これは、中学生及び中学校卒業後の１年間、一般的に言えば高校１年生になるべき学年まで、その４か年にかけて、不登校の状況にある方々の御本人もしくは保護者の方々からの相談に対して、アウトリーチ型で家庭訪問を中心にお伺いをいたしましていろいろな御相談に乗っていくという事業でございます。これにつきましては、今は学校経由でも対象の募集をしておりますし、一般の方から直接私ども子ども家庭局に御申請いただいてもいいという形にしておりますが、いずれにしても支援を始めるときには学校とそのケースについての情報を共有した上で始めますし、途中についても中間の状況を学校と共有しながら進んでいくといった事業でございます。この事業につきましての特徴は、先ほど申し上げたとおり、中学３年から中学卒業後１年というところでぶつ切りするんではなくて、その間については継続して実施するというところが最大の特徴かと思ってございます。

具体的に直近の状況で申しますと、令和６年度でいきますと、我々卒１と呼んでいます、中１、中２、中３、卒１ですね、卒業後１年目の方に対する支援を20ケースに対して行いました。この中で全日制の進学が２、定時制の進学が２、通信制が９と、それぞれ進路が決まっておりまして、結局最後まで未定だったのは20ケースの中の２件でございます。この２件につきましては、卒業後１年たっても進路は残念ながら決まらなかったということでございます。このケースにつきまして、その後どうするかということに関しましては、私ども、まずは最優先で子ども・若者応援センターＹＥＬＬにケースを引き継がせていただいております。本来18歳以上なんですが、ひきこもりを専門にしているすてっぷという保健福祉局所管の施設がございまして、原則18歳以上なんですが、我々いろんな会議で顔を合わせることがございますので、そちらとも情報共有しながら、場合によっては助けていただきながら、そのケースに寄り添っ

ていくという形のこともさせていただいております。以上のような形で子ども家庭局としては卒１までをやって、さらにその後、基本的には子ども家庭局所管のＹＥＬＬで引き続いて対応していくという状況でございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　２点お答えいたします。

１点目が、第２子保育料の無償化の拡充部分で、対象者を定期的に通う全ての子供と設定しておりますが、どのように認定するのかという御質問についてお答えいたします。

来年度から始めさせていただきますので、正確な申請用紙というのはまだ今検討中ではあるんですが、現段階では各園と保護者が契約書なのか、利用申込書なのか、様式はまだ分かりませんが、それを月に幾ら、何円ですという形で事前に何らかの申込み申請書を交わしていただいているということ、その写しをこちらに提出いただくという形で検討しております。

それから、もう一点が、特別保育事業補助について、8,000万円減額になっているがその理由をということで、御質問にお答えいたします。

この特別保育事業補助の予算なんですが、４億4,000万円、来年度予算要求しておりますが、このメニューの中の一つに１歳児配置加算っていうメニューがございまして、北九州市はこれまで１歳児を独自に５対１配置を求めておりまして、国が６対１のところを５対１ですので、そこで５対１にするために必要な保育士の人件費を補助しておりました。ですが、令和７年度から、国がこの１歳児につきまして、１歳児を５対１にした場合、補助金ではなく給付費を加算するという形で制度が変わりまして、ですので補助金ではなくて給付費で賄われるということになりました。そのため、給付費がその分増えておりまして、この特別保育事業補助は少し減額になっているという形でございます。メニューに関しては変えてございません。以上でございます。

○副主査（高橋都君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　子育て家庭への配食サービスについてお答えいたします。

本会議でも答弁さしあげましたけども、この配食型の事業につきましては、昨年の12月議会の後に私どもで２つの都市について、実態を把握するため視察に行ってまいりました。その中で、こちらは政令市なんですけれども一つの都市では、一つの行政区ではニーズがありましたけれども、違う行政区に広げようとしたらニーズがなかったといった課題もありましたと。また、違う自治体は、こちら利用件数は増加しているんですけども、昨今の物価高騰の影響とかもありまして、実際に１回当たり届けている食料品の量を減らさざるを得なかったというような状況に直面しているといった課題を聞き取ってきたところでございます。

当面、この２つの自治体をはじめ、ほかにも実施している自治体もございますので、引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　こども誰でも通園制度の受皿確保はどうなのかという御質問にお答えいたします。

直近の状況でのこの誰でも通園制度の認可という行為を行うことになっている状況なんですが、先ほど午前中でも少し触れたんですが、現在は23法人の24施設ほどで認可をしている状況でございます。令和８年度予算においては30園ほどまで拡大したいという予算をお願いしておりますけれども、保育の団体、幼稚園の団体等に今御相談していまして、もうできれば自分のところの地区でも実施したいというような御希望を出されている園も多数ございますので、そういう調整をしっかりやっていきたいと。私どもとしては、今認可の幼稚園、それから、保育所、認定こども園で実施をしていただいておりますが、できる限り施設の認可を持っておられるところがやっぱりスタートとしては子供の保育というのを丁寧にしていただけるのではないかという考えの下、そういう形で進めていきたいと思っております。受皿としては十分確保できるんではないかと思っております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　保育所整備推進事業につきまして、来年度の整備箇所数のお尋ねについて御答弁申し上げます。

令和８年度、この事業、保育所等の建て替えを大体２か年かけてやらせていただくんですけども、令和８年度は新規着手の施設１件分の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　２点御説明したいと思います。

まず、１点目でございます。ひとり親家庭実態調査等事業につきましてでございます。

この事業につきましては、市内に在住する母子家庭、父子家庭等の日常生活の状況や要望を把握するひとり親家庭実態調査と、子供の日々の生活や学習の様子、子育て家庭における仕事や生計などに関する状況を把握する子供の生活状況等に関する調査、この２本を合わせてひとり親家庭実態調査等事業としております。この事業につきましては、５年に１回ということで、前回は令和３年度に実施しておりますけれども、５年ぶりの調査ということで今回予算を上げさせていただいているところでございます。

続きまして、ひとり親家庭自立支援給付事業の減額の状況という御質問でございます。

この事業につきましては、独り親家庭の親御さんが就業、自立できるように、資格取得の支援やその間の生活費の支援をする事業、補助金ということで給付させていただいております。この予算の編成に当たりましては、過去２年間の実績を見合いということで整理させていただきまして、減額にはなっておりますけれども、過去２年間の決算ベースということで予算編成をさせていただいております。以上です。

○副主査（高橋都君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　放課後児童クラブの指導員の処遇改善ということでお答えいたします。

令和８年度、４億9,800万円計上させていただいております。令和７年度に比べまして１億7,000万円弱増えているような状況でございます。その分につきまして、指導員給与の給与アップ、ベースアップに充てるというようなそういった予算でございます。具体的には、月額指導員で申しますと、給与額を14万9,100円、前年比で言いますと1,600円アップということになってございます。賞与は、令和７年、2.7月分でございましたが、令和８年度見直しで2.9月分、年収ベースで前年比５万3,340円の増を確保するような予算組みになってございます。前年比約３％のベースアップということでございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）じゃあ、まず順番にお尋ねします。

子どもに寄り添った支援事業について御説明いただきまして、実施された20名についてはある程度いい結果を出されているなと思いますんで、事業者さんの御尽力に感謝するところなんですが、従来から申し上げていますように、１学年当たり、じゃあその不登校、不登校にも度合いがあるんですが、ほとんど学校に行けていない子供たちが果たしてどれぐらいいたのかなというところを考えると、恐らく20名では到底、20名なんかよりはるかに多い人数だと思います。要はこのセーフティーネットにかからなかった子供たちがその後どんな人生を送るのかなと考えるときに、やはりこどもまんなかというか、一人も取り残さないということを念頭に子育て支援事業をしている本市として、後どうなってんのというところは気になります。例えば我々委員会で千葉市だったかな、事例を視察に行きましたけど、教育委員会と子ども家庭局でそういった個別のケースですよね、義務教育が終わる子供たちで不登校だった子供たちに関する情報共有ってのはまだやれていないんですかね。

○副主査（高橋都君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　私ども、教育委員会の生徒指導課というところと、その中には教育支援室等々あるんですけれども、そういうところと定期的なミーティングの場は年に４回はしっかり設けておりまして、その中に必要に応じて情報交換はしておりますし、引継ぎも行います。先ほど委員からございましたように、20名という数字についてですけれども、先ほど申し上げたとおり、家庭訪問とか、御自宅にお伺いするのがメインの事業になりまして、実は一般の不登校の保護者にヒアリングする機会もあって、何回か意見を聞いたことがあるんですけど、やっぱり自宅に来られるということがハードルが高いですね。だから、皆さんが皆さんこの制度を使うよりは、やっぱり数としては教育支援室とか教育委員会の仕組みを使って相談するほうが今のところ数として多いというのは現状でございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）とはいえ、教育委員会も中学３年生までが、基本的にはやっぱりそこま

でなのかなと思うんですね。だから、じゃあその教育委員会、例えば学校の校長先生であったり担任の先生であったり、そういった先生方が不登校の家庭に訪問しづらい、訪問を受けづらいところはあっても訪問していたと思うんですよね。なので、そこが子ども家庭局に替わって引き継がれて、事業者さん、確かに訪問しづらいでしょうし、それまでなじみの関係ではない、学校の先生ではない事業者さんに家に来てもらうのもちょっとねという御家庭もあるかもしれませんが、でも、やっぱり教育委員会あるいは学校単位で、この家庭はそうはいっても気になるよねとか、この子たちはこれからどうするんだろうというようなところは、理想はやっぱり全員情報共有してもらってフォローすると。そりゃマンパワーは限られていますけど、まずはフォローすると。対応はまたその後でもいいと思うんです。フォローするということはお考えになっていいのかなと思うんですけど、いかがですか。

○副主査（高橋都君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　まさしく委員おっしゃるとおりだと思っております。私どもは、御本人が中学在学中に不登校ということであって、この不登校の状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業を利用いただけなかった方は少なからずいらっしゃいます。そういった方々については、学校を卒業した段階で直接ＹＥＬＬに引き継がれるケースも少なくなくございます。これは子ども家庭局ですね。ですので、いろいろなルートで保護者の方々、御本人はもちろんですが、保護者の方々の御意向であったり、本人の状況であったり、いろんなルートを用意しておりますし、学校は学校で教育支援室の中で卒業後しばらくの間、相談には応じるみたいなところもやっているやにも聞いておりますので、いろんなチャンネルで、しかも我々はその定期的な会議を開きながら、必要に応じてケースについて共有しながら、取り残すお子様方が少しでも減るようなそういう努力は今後とも続けていきたいと思ってございます。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）御答弁の内容はすごく踏み込んでいるというか、すばらしいと思いますんで、ぜひそれが一人でも多く行き渡るようにと願っておりますんで、よろしくお願いいたします。

次、第２子以降の保育料無償化についてなんですが、あまりこういうことを言いたくないんだけど、例えば保育所とか認定こども園、幼稚園であれば、そういった利用状況というのはばっちり把握できると思いますし、客観性が保てると思うんですけど、やっぱり施設も、例えば認定こども園がどうとか、認可外がどうとか言うつもりはないんだけど、これを子供を集めるために不正をしていただきたくないんですよね。先日、保健福祉局の局別審査の中で申し上げたんですが、やはり受皿というか事業所が増えると、どうしても、例えばその分人材確保が難しくなって、結果として資格要件を満たさないことによって、結果として不正請求になったりとかという事例もありますんで、これまで利用人数をきっちり把握できていないような施設に

関して、この利用申請書を提出してもらうということなんですが、例えば利用申請書をお出しいただいた時点でポンと無償化するんですよね、多分。どうなんですか。もう申請書１枚で無償化になるんですかね。

○副主査（高橋都君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　具体的な無償化の手順については、今回の予算の議決をいただいた後、正式には決めていきたいと思っているんですが、申込みの時点ではまだ無償化というのはなかなか判断ができないので、実際は当面の間は少なくとも一旦保護者は園にお金を支払っていただいて、後から、３か月、４か月か分かりませんが、数か月後にまとめてそれをこちらで書類を出していただいて、審査をして、それからお返しするという方法で当初はスタートしたいと考えております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）子育てのことで何か性悪説みたいなことは言いたくないんですけど、せっかくすばらしい、踏み込んだ、政令市初っていうこの制度が間違った使われ方をしないようにというのはぜひ留意していただきたいと思います。

次なんですが、食料品を配る配食サービスについては、先ほど御答弁いただきましたけど、本会議でなかなか聞けないんで、これは必要ないというか、我々委員会としては、これはもうあるにこしたことないよねと皆さんそろって考えているんですけど、これは要らないんですか。

○副主査（高橋都君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　この事業に限らず、福祉のサービスっていうのが、どうしてもあるにこしたことはないという事業が多かろうと思いますけども、やはり財源に限りがあろうかと思いますので、実際視察に行ってきた２つの都市も、細かいことは申し上げにくいんですが、1,000万円超の予算がかかっているとかお話もございましたので、そういったところはやはり施策の優先順位とかというものは考えてもらわないといけないかなとは考えております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）あまりしつこく言うつもりないけど、一人でも救うために、セーフティーネットとして一人でも、一つの家庭でも助けるのに、一つの家庭でも玄関の扉を開けてもらうのに、その1,000万円というのが大きいのか小さいのかというのはぜひ考えていただきたいですね。

それと、制度の網にかからずに、例えば低所得じゃなくても、両親がそろっていても、なぜか日々の食事に困っている、子供が満足に食べれていないという家庭がたくさんあるのは皆さんのほうが御存じだと思うんですよね。そういった家庭に一件でも届けて命をつないでもらう、空腹をしのいでもらう。そういうのはぜひ、財政に掛け合って。これは予算要求したんで

すかね。

○副主査（高橋都君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　これも繰り返しになりますけれども、本会議の答弁でも申し上げましたけれども、子育て世帯訪問支援事業というちょっと近しい事業がございますので、こちらで対応していきたいというところで、次年度に向けては予算の要求は行っておりません。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）ごめんなさい。じゃあ、これ最後１つだけ聞きますね。訪問して、子供が御飯を食べていないとか、おなかがすいたよとかということもあると思うんですけど、手ぶらで行って、その後どういうタイムラグで食べ物を食べさせることができますか。

○副主査（高橋都君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　一般論にはなりますけれども、仮に子供たちがいて、生命に関わるような事態であれば、もうそこは児童相談所ですので、一時保護をした上でしっかりと安全を確保していきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）僕は生命に関わる空腹を言ったんじゃなくて、おなかがすいている、例えば１日食べていないとか、おなかがすいたんだ、しかも子供が２人、３人いて、みんながそれ、おなかがすいたって言っているときにどうすんのかなと思ってお聞きしました。もうこれは、答えはいいです。

次、こども誰でも通園制度に関しては、受皿としてはもう大丈夫だろうということで、希望しないと受けれないんで、分かりました。承知しました。

保育所整備推進事業なんですよね。以前はもう年間に５件とかできていたんですよね。これなぜ１件なのかなと思うんですが、再整備を要望というか、再整備の必要がある施設が１件ということじゃないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○副主査（高橋都君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　保育所整備推進事業の件数でございますけれども、再整備、特に建て替えたいという相談につきましては、委員おっしゃったとおり、複数の施設からいただいております。ただ、それが来年度、令和８年度に着手したいという施設について、今回具体的に申請いただいたのが１施設でございました。以上でございます。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）再整備の要望、建て替えの要望は、要望を上げるところは当然施設の老朽化であったりというところなんだろうと思うんですね。やはり子供の環境ですから、近年猛暑もあるし、異常気象もあります。雨風が激しいときもあれば、暑さが厳しいときもあります。だから、耐震ということだけじゃなくて、やはり新しい施設のほうが当然温度管理もしや

すいでしょうし、台風とかで変なところから水が漏ったりとかということも、建て替えりゃそういうことは多分ないんでしょうから、ここは市の一部手出しもそれはありますよ。結構長くありますけど、再整備、建て替えの要望に関しては、できるだけ、あんたのところは再来年とか、あんたのところはその先ねとかということじゃなくて、ニーズに合わせて整備していただきたいと思います。

ひとり親家庭実態調査というのは、これは国の事業ですか。

○副主査（高橋都君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　ひとり親の調査につきましては、国の事業ということで、福岡県一体で行う事業になっておりまして、はい、県とも歩調を合わせながらという形になります。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）ということは、事業費は当然全額国費で。

○副主査（高橋都君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　すいません。ひとり親家庭につきましては国費は２分の１ということですね。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）あとの２分の１は。

○副主査（高橋都君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　市の持ち出しになります。

○副主査（高橋都君）西田委員。

○委員（西田一君）ああ、そうなんですか。分かりました。

支援給付金事業についても減額の要因が分かりましたんで、結構です。以上です。

○副主査（高橋都君）よろしいですか。では、ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（西田一君）自民党終わりました。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）それでは、ここから市民とともに北九州です。まず中村からお聞きします。２点お聞かせください。

まず、子供の権利を守るためのアドボカシーの取組で、2021年にアドボケイト養成講座を子ども家庭局で開催されていると思うんですけど、その後の働きかけが見えないので、私も予算書を繰ってみましたけど、４款２項２目で、こどもの権利擁護環境整備事業経費というのが310万円あるので、そこに組み込まれているのか、その辺の仕組みをまず教えてください。

それから、県内を見ても、福岡市とか、志免町とか、先駆的な取組が行われています。こどもまんなかｃｉｔｙ、何回も皆さんの質問で出ますが、こどもまんなかｃｉｔｙを目指す本市で今どのような仕組みができているのかなというのをお聞かせください。

2021年に実際に養成講座を受けた方がいらっしゃいますよね。その方々の人数と、現在どの

ような活動されているか、もし市で把握されていたら教えてください。

もう一つ、子供の自殺についてお伺いします。

これは保健福祉局の精神保健福祉センターにも質問しましたが、今度、第４回の実態調査をされるということで、その中で子ども家庭局とか教育委員会とかと連携をしていきますみたいな話だったので、子ども家庭局として、例えば子供の自殺予防というところで何か事業として予算がついているのか、もし連携していくとしたら、ごめんなさい、これは所管課ってどこになるか、まず教えてください。以上です。

○主査（西田一君）子育て支援課長。

○子育て支援課長　アドボケイトの関係で、予算がこどもの権利擁護環境整備事業ということで310万円となっておりますけど、これにつきましては、児童養護施設での入所中の児童の権利擁護を図るということで、意見表明指導員というものを各施設に派遣しておりまして、子供たちの声を聞いてという事業でございまして、これについてはＰＲのパンフレットとかそういった経費でありますとか、あと、派遣の経費というのは盛り込んでおりますけど、すいません、研修についてはこの中では盛り込まれていないというところでございます。

自殺の関係なんですけど、保健福祉局が精神保健センターで会議を開催されておりまして、そこにも私、子育て支援課としても参加しております。市内の状況でありますとかそういったところはその会議の中で共有しておりますので、どういったことができるかというところはまた保健福祉局とかと相談しながらということになりますけれども、そういう情報共有は行っているところでございます。

○主査（西田一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）先ほど私が言ったその研修はもう行われていないということですが、最初に聞いたと思うんですけど、このアドボケイト養成講座を2021年に始めて、必要だから始めたと思うんですけど、今はどうなっているのか、どういう取組に。今よその市町村はどんどん動いているのに、どうして北九州市だけ消えてしまったのか、教えてください。

ごめんなさい。質問を変えます。2021年は予算化されていますよね。その次の年に予算化されなかった理由を教えてください。

○主査（西田一君）誰もいなかった、そのとき。誰か経緯を知っている方がいないと答えられないのですかね。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）すいません。すごい何か10年も20年も前のことを聞いているわけではないので。2021年ですよね。５年前ですよね。子どもの権利条約とか、児童福祉法とかが変わって、どんどんここを強めていきましょうと言われているのに、北九州市が進んでいないから、先ほどの養成講座を受けた方は市外で活動しているんですよ。なので、私はこの質問をしているんですけど、どうして北九州市はしないんですかって、その養成講座を受けた人たちは活動の場がないと言われているので今私が聞いているんですけど。何か答えられる範囲でい

いので、どうぞお願いします。

○主査（西田一君）総務企画課長。

○総務企画課長　すいません。５年前の事業というお話なんですけど、すいません、私自身もその当時どこの所管課でやられていたのかということを、正直把握しておりませんで、これはまた後ほど調べさせていただいてよろしいでしょうか。すいません。

○主査（西田一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）分かりました。どうぞ子ども家庭局さんのホームページを見てください。ホームページに、今一番最新は2021年、アドボケイト養成講座がまだ残っていますので。その更新はされていませんけど。分かりました。じゃあ、また改めて聞きます。以上です。

○主査（西田一君）いいですか。アドボケイト。山田委員。

○委員（山田大輔君）すいません。お世話になります。山田です。では、お願いします。

まず１つ目、もう大分皆さん聞かれていたんですが、５歳児健診のモデル事業はかなりいいなと思っています。いろんな他都市の状況を見られていると思うんですけど、北九州市がどこを目指してやるのかとか、どういうのを手本にして今やろうとしているのか、さっきの健診内容もしかりですけれども、何かそういう見本があるようであれば、北九州市としてどこを目指しているのか教えてください。

２つ目からが子供関係、青少年育成関係になります。プレーパークの普及促進事業なんですけども、若干予算が削られているように見えます。今までの効果と、この削った中身、25万円程度ですけれども、何か中身があれば教えてください。

次に、青少年施設関係でお伺いしたいと思います。

勉強会の資料では、リニューアルプロジェクトがついていたかと思います。1,500万円だったかと記憶はしておりますけれども、昨年よりも多少上がっているのか、事業の付け替えがあったのかがあれば教えていただきたいのと、それ以外に整備事業なんかもあるんですけど、整備事業は逆に今度削られていて、ここから動いたのかどうなのかという中身を教えてください。このリニューアルプロジェクトに関しては、民間活用の導入などを検討とあるんですけど、どのような民間活用を導入する予定なのかがあれば教えてください。

あと、若者のための応援環境づくり推進事業ということで、この事業も若干減ってはいるんですけども、何をされるのかなと。

最後に青少年体験活動の活性化事業なんですけども、ここは逆に40万円、50万円程度上がっているように見えますので、上げ下げがちょこちょこあっているんですけど、その中身について教えていただければ助かります。以上です。

○主査（西田一君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長　５歳児健診につきましてなんですけれども、どこを目指していくの

か、何か見本はっていうところなんですが、５歳児健診につきましては、国が新たな補助制度を整備したっていうところで、開始が全国で検討されているところでございます。実は、御存じのとおり、北九州市は３歳児健診までを個別健診で実施して、一人一人を丁寧に診ていくっていう健診スタイルがあったんですけれども、５歳児健診は集団生活が多いっていうところで、集団健診を国が推奨しているっていうこともございます。なので、これまでの健診の実施方法とかなり違うっていうところも見据えて、私どもも検討会でしっかり議論していきたいと思っており、見本としてはっていうところは、一番身近なところでは福岡市が令和７年度、モデル実施をしていますので、まずはそういうところをヒントにっていうところが一番であります。ただ、そうはいっても、実際、医療の状況だとか、保育所、幼稚園の教育の状況とか、かなり違いますので、やはりそこは今実際５歳を迎える、迎えたよっていうところの皆さんの状況に合わせて、検討会議でしっかり議論をしていきたいと思っています。やはりこれから就学を見据えた５歳児があまりギャップを感じずにスムーズな就学につながっていく、そして、保護者の方もそれを子供一人一人の特性に合わせてゆっくり見守っていけるような、理想論かもしれませんけれども、そういうところを目指して５歳児健診のモデル事業でしっかり検討していきたいと思っているところです。以上です。

○主査（西田一君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　青少年育成の関係で何点か質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、プレーパークにつきましては、これもここ数年、伴走型プレーパークでありますとか、団体組成ワークショップ、プレーリーダー養成講座等々、いろんな活動でそれぞれの地域で始めたい、安定させたいというところから、もっと増やしていきたいというところから段階が上がっていくのを、それぞれのグループごとに中間支援組織の皆さんと一緒に対応させていただいておりまして、事業の進捗状況としては順調に進んでいるものと認識しております。ただ、予算が若干、数十万円ちょっと減っているのは、いろんな微調整の中の一環で調整しているんですけれども、一番大きいのは、これも事業を始めて３年ぐらいになり、例えば中間支援組織が持っている備品なんかが使い回しがある程度できるようになってきたので、以前みたいに全部新調せずに、予算を工夫しながらできるようになった余地がございます。そういった意味ではその程度、もう数％ですけども、見直しをしながら進めているところでございまして、行政効果を損なうようなことはないと認識してございます。

それから、青少年施設のリニューアルプロジェクトにつきましては、私どもの青少年施設、ここで対象となるのは宿泊型の青少年施設でございまして、これ、今３か所ほど我々が持っているというか、所管させていただいておりますが、いずれも昭和40年代から昭和50年代にできた建物ばかりでございます。かなり老朽化も進んでおりますし、それこそ今の青少年の皆さん、令和生まれの青少年の皆様方が使うにしては非常に古いし、スペックも例えば30人部屋で

一斉に寝るみたいなそんな感じになっておりまして、今のニーズとはかけ離れた状況になっておりまして、実際利用度もどんどん下がっており、学校以外の利用は下がっております。そういった中で、いずれにしてもリニューアルは必要ですので、これをどんな形でリニューアルして、次世代にこの体験活動の提供の場として維持、守って、また、もしくは機能をできればアップさせていくようなことができるかというのを今研究している最中でございまして、まだ具体的に何も決まっていないんですけれども、何らかの形で、できれば民間の皆様方のお力も借りながらこういった施設をリニューアルできないかということで今年度いっぱい研究しているというところでございます。

それから、体験活動の分で40万円ほど予算が上がったということで、これも微調整の世界なんですが、南九州との交流があっていまして、今年は受入れの側で、若干お金がかかる形になりますので、その分が若干増という状況になってございます。以上でございます。

○主査（西田一君）山田委員。

○委員（山田大輔君）すいません。ありがとうございました。５歳児健診に関しては、いろんなものを見ながらということで、隣の福岡市もやっていますし、私も子供が今７か月になりましたので、今まで育ててきた子供たちは５歳児健診がなかったけれども、今回はあると。うちの２番目の子は若干発達持ちもあるので、当時、幼稚園の先生が教えてくださったんですけども、そういうのを含めて、専門家に診てもらえて分かるというのは一つのいいきっかけだと思いますので、ぜひともこれは期待しているところであります。

２つ目、すいません、プレーパーク関係、青少年関係、ありがとうございました。私もちょこちょこ見に行かせていただいて、皆さん、プレーヤーの方々も、地域の活躍される皆さんも、若松区なり小倉南区まで行きましたけれども、かなりいい事業だなと思っております。こういう自然の中で、ネイチャーポジティブ宣言をしましたので、そういうのを含めてうまく連携していただきながらやっていただきたいなという思いがあるところと、先ほど言った備品にもうお金がかからないというところは何となく分かってきたところではあるんですけれども、それ以外に３年を通して何か課題があったのか。広報するのに手間取ったとか、そういう課題感があったら後で教えていただきたいなと思います。

次の宿泊施設のリニューアルなんですけど、このリニューアル、民間導入ってところで考えると、さっき課長がおっしゃられたのが、僕らが、昭和男子が行っていたときの大広間で30人どかんと泊まるよりは、今の令和の子供たちは２人一部屋なのか、１人一部屋なのか分かんないんですが、ちょっと限られた空間、小っちゃい空間でっていうのはあるんですけども、私は家庭で味わえない非日常を味わうのはこういう施設ではないのかなと思うので、そこの役割というものは何か残してほしいなと思います。ここに民間の思いを入れるってなったときに、どのような民間団体があるのか、今のところで結構なので、そのジャンルですとか見解があれば教えてください。その２点だけ、じゃあお願いします。

○主査（西田一君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　まず、施設のニーズが変わってきているというところにつきまして、私どももいろいろな小学校とか中学校を回って、教職員の方が中心ですけど、ヒアリングもさせていただきました。今委員がおっしゃったように、あの合宿所がいいんだよという方もいらっしゃるのは事実ですが、やはり割合からすると圧倒的に使いにくいという声のほうが多うございますので、当面は、今３か所あるんですけども、例えば全部個室タイプにするとかそんなことを考えているわけではなくて、今ある３か所の中から順々にやり替えていかなきゃいけない部分については、今のニーズに沿った形にしていきたいなというのが私どもの思いでございます。

それと民間の活力の導入の内容についてなんですが、実は青少年の家って機能が３つあって、一つは施設の維持管理、一つは宿泊の受入れ、もう一つは体験活動の提供、この３つがあって初めて成り立つんですね。これ全部が全部完全に民間の力だけでやるってなかなか難しいし、全てを公共の力でやるということも効率がいいかどうかってちょっとクエスチョンがつきますので、そこをどの組合せでやれば一番うまく今後この施設が長く愛されるような形になっていくのかというのを勉強中でございますので、決まったことは何もございませんが、その方向で考えております。

さっき１つ答弁漏れがございました。予算が若干変わっているということなんですが、今年度は、来年度に向けてどんな形で進めていくのがいいかという勉強のために予算を若干いただいておりまして、それについては企業のヒアリングの予算とかもその中に含ませていただいております。来年につきましては、次のステップで、今のところ第１候補を玄海青年の家にしているんですけども、そちらの測量とか、それから、貯水池ののり面とか、そういったところの測量とか、そういった形ができないかということで予算をいただいておりまして、若干検討のときよりも予算がかかっているんだと思いますが、そんな形でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）山田委員。

○委員（山田大輔君）ありがとうございました。ああいう青少年施設は以前田代があって、４が３になってというところもあるんですけど。老朽化しているのも見て、私もたまに泊まっていますので感じるところでもありますし、少年野球のときもお世話になりました。昭和世代としてはああいうのもいいなと思ってはいるんですけれども、北九州市がこれからはスポーツも含めて何か活性化していくときに、ああいう、修学旅行のときも実は言ったんですけど、大型で泊まれるところがないですよねという話をしていまして、せっかくこういう施設がある北九州市ですから、しかも今３か所もまだ残っているっていうところで、いろんな連携の在り方であったり、大学生とか大人の受入れまでするとか、今もされていると思うんですけど、もっともっと小・中学生と大学生、また、夏休み、春休みの期間がかぶらないところもありますの

で、そういうところをうまく連携していただきたいなと思います。私は以上です。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）私から３点お伺いしたいと思います。

１つ目は児童虐待の件です。調査、または北九州市子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書を見ますと、本市の児童虐待の相談対応件数は増えています。全国と比較すると、児童１万人中、全国平均では131人、北九州市は229人と多くなっております。その要因など、分かりましたら教えていただきたいと思います。

それとこれは要望ですけれども、調査も、年次報告書もなんですけれども、性差を見たいので男女別のデータにしていただきたいと思います。

それと質問、大きな質問なんですが、私が昨年取り上げました実の父親からの女児に対する性虐待。これに対しては重大事案ということで事例検証していただけるということでしたが、どうなりましたでしょうか。報告をいただきたいと思います。

それと、２点目はマルトリートメント。これは、北九州市子どもを虐待から守る条例の中でも児童虐待防止とセットでマルトリートメントへの早期対応の重要性が議論されています。マルトリートメントとは、虐待とまでは言い切れないものの、子供の成長を阻む避けるべき関わりを幅広く捉え、早期に対応、予防することで子供の脳と心を守る目的で使われております。たたいたり、言葉の暴力、心理的虐待、家庭内の環境、面前ＤＶ、無視、ネグレクト、過干渉、支配等でございます。本市においては、この虐待の相談の中でマルトリートメントと言われるものをどれぐらい把握しているか、早期に対応はされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

次が子供の自殺防止というテーマでお聞きしたいんですが、これは多分教育委員会とか、あと、病院など、連携をしてやっていると思うんですが、この子ども家庭局の中での窓口というと子ども・若者応援センターＹＥＬＬ、または子ども総合センター、区役所の子ども・家庭相談コーナーだと思うんですけれども、たくさんの相談、問合せなどありますけれども、自殺防止としての視点で何か特別こういったことを今しているということがありましたら教えていただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）森本委員、すみません。性虐待についての報告なんですが、予算とどう関連していますか。

○委員（森本由美君）虐待の防止の予算というのは組まれておりますけれども、その報告に基づいて予算もこう改善するということで関わっているのではないかという視点で。決算のときにも答弁でいただいたのでお聞きしています。

○主査（西田一君）そしたら、非常にデリケートな内容なので、答弁できる範囲でお願いします。相談担当課長。

○相談担当課長　それでは、御質問のあった中から、性的虐待事案についての現状について

報告させていただきます。

こちらの性的虐待事案につきましては、懲役10年という重い判決が下されたことを受け止めまして、昨年11月以降、北九州市社会福祉委員会児童福祉専門分科会審査部会において事後検証を行い、現在、各委員からの意見を取りまとめているところでございます。いただいた御意見を踏まえまして、今後、子ども総合センターにおける虐待対応の質の向上を図っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長　児童虐待の対応件数が政令市比較で多いということ、この要因について御質問がございました。

北九州市の児童虐待の対応件数、政令市中第１位と、児童１万人中214人という数値となってございますが、この要因といたしましては、まず通告が多いと。特に北九州市の場合は学校からの通告が多いというところが関連していると認識をしております。あとは、通告の受付先としては児童相談所と市町村がございます。市町村で受けずに児童相談所で受けている。なので、政令市ごとの仕組みの違いというところも関連していると考えております。以上です。

○主査（西田一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　マルトリートメントのところをお答えしたいと思います。

私ども児童相談所で対応するに当たりまして、マルトリートメントだということで例えば統計を取っているとかそういうことは決してないんですけれども、委員もおっしゃったとおり、虐待の一部に包含されるということで、虐待評価をするときに最重度から軽度、危惧となっていくわけですけれども、実際マルトリートメントに当たるようなところが恐らく危惧で分類されていることになるかと思いますので、相談を受ければ適切に対応しているものと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長　子供の自殺に対しての相談窓口についてです。

子ども総合センターでは３つの窓口を設置しております。１つ目は先ほどもありました児童虐待防止のためのＳＮＳ相談事業、２つ目がｅメール相談、そして、３つ目が24時間子ども相談ホットラインになります。特に24時間子ども相談ホットラインにつきましては、24時間365日体制で電話相談員が相談を受け付けるということで、この自殺等の緊急の事態の場合も相談を受け付ける体制を取っております。以上でございます。

○主査（西田一君）子ども総合センター所長。

○子ども総合センター所長　１点補足させていただきます。虐待の件数で、全国130ぐらい、北九州は200台というところ、その部分ですけれども、今課長から通告の数が多いというのがありましたが、あと一つは虐待というものをどう捉えるかというところが非常に難しいところがありまして、それを虐待と数えるかうんぬんかのところはかなり自治体で差があります。言

い方を変えると、北九州市は多いほうにぶれているんですけれども、これが非常に低いほうにぶれている自治体もあって、そのあたり児童相談所の所長会とかの意見を交換したりしますけれども、やっぱり難しい判断だねというところはあります。そういった意味で、北九州市は今こういった観点で、簡単に言うと幅広に捉えて児童虐待というものに対して対応していると御理解いただきたいと思います。以上です。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。性的虐待の重大事案については、詳細をお聞きしようと思っていることは全くないです。ただ、決算特別委員会で重大事案についてしっかり検証すると言ったので、検証しているかどうかを確認したい。それと、検証がまとまったものを報告書としてちゃんとまとめて総括をするべきではないかということでお伺いをしております。その点についてはいかがでしょうか。

○主査（西田一君）相談担当課長。

○相談担当課長　報告書としてのまとめというお話がありましたけれども、個人情報が結構含まれますので詳細につきましては公開できないんですけれども、会議要旨を公表する方向で現在検討しているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）ぜひ、検証したということであれば、やはり文字で残すべきだと、文書で残すべきだと思いますので、別に具体的なことは書かなくても、以前にも重大事案の事例検証ということで私が検索したら出てきました。それも具体的なことは全部匿名でもちろん書いておりますので、そういうふうにちゃんと検証したものを残して、今後に生かしていくということが大事ですので申し上げております。そういった意味では、ちゃんと残していただけるということでよろしいでしょうか。

○主査（西田一君）相談担当課長。

○相談担当課長　多分委員はこれまでの虐待死亡事例の報告書を見られていると思うんですけれども、今回、私たち自主的に検証したという形になりますので、様式は全く同じではないんですけれども、ただ、児童相談所に提言というのはいろいろいただいていますので、そちらは公開する方向で検討しております。以上でございます。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）ぜひよろしくお願いいたします。

次に、マルトリートメントについて再度確認させてください、市民団体でもマルトリートメントに関心を持って動いている団体がおりまして、専門員の養成などをしております。民間との連携で早期にそういったものを、これは保護者がマルトリートメントという自覚がなくて、よかれと思ってやっているという場合も多いので、啓発、市民への周知ということが大事だと思うんですけれども、そういったことは新年度行われる予定なんでしょうか、お伺いしたいと

思います。

○主査（西田一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　市民への啓発という形で申しますれば、児童虐待防止という観点から、例年機会を捉えて実施しているところでございますので、新年度におきましても、その内容についてマルトリートメントという言葉を出すかどうかも含めて、適切に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）ぜひ、何でも横文字というのはあれですけれども、やはりこういう概念を知っとくということも大事だと思いますので、そういったことを踏まえて取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

最後になりますけれども、自殺の防止、いろんなことを全国的にも自治体でも取り組んでいますけれども、若者の自殺、また、不登校などはやはり高止まりというか、減っていない状況で、今のこの複雑でいろんなことが世界で起きているこのような状況で、その社会の不安、親の不安とかそういったものが一番弱い子供に影響しているということもありますし、あと、なかなか自分で言えない、今生きるのがつらくて逃げるというか、それしかないということで自殺をするという、将来いろいろ頑張って生きてきたらたくさんいいこともあると思うんですけれども、その目の前のことでとても悲嘆をして絶望して、いじめもそうですけれども、自殺をしてしまうというそういう話を私、テレビとかいろんなところでお伺いします。ぜひゲートキーパーの養成はこの局か分かりませんけれども、ゲートキーパーの養成などもしていると思いますので、ちょっとした変化とかつぶやきにそういったものが入っていたりって、そういったことを救ってあげて寄り添ってあげるっていう機能が今なかなか社会的にも、北九州市でも弱くなっている、地域とのつながりとか、みんなが多忙になっているとか、直接の関わりが減っているとか、そういったことがあるので、市としてはそういったところにも心を配っていただきたいと思っています。

いろんなことをされていると思うんですが、こういった自殺に関する関係者の会議、特に子供の自殺とか子供の支援についてというのはあるんですかね、お伺いしたいと思います。

○主査（西田一君）自殺、ごめんなさい、僕が理解できなかった。自殺の何についてですか。

○委員（森本由美君）子供の支援ということで、特に自殺だけじゃなくて悩みとか、そういうふうに寄り添って、いろんな子供の育ちとか、たくさんあると思うんです、自殺予防になるような。そういったことが議題となっている会議っていうのはあるんでしょうか。

○主査（西田一君）自殺予防が議題となっているような子ども家庭局所管の会議。

○委員（森本由美君）健全育成とか、はい。もしあれば。

○主査（西田一君）総務企画課長。

○総務企画課長　すいません。今委員御質問の内容であるかどうか分からないんですけど、自殺全体に関しては保健福祉局の精神保健福祉センターでやっているんで、そういう中でのケース事例とかそういったのはあるかもしれません。以上でございます。

○主査（西田一君）森本委員。

○委員（森本由美君）大きな問題でありますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。保健福祉局というお話でありましたけれども、子ども家庭局もしっかり連携をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）２点お伺いします。

まず、１点目は、放課後児童クラブが閉園してしまって、そして、そこに今通っている生徒たちがその次を探していかなければならないっていうような場合、その校区の中に他のところへの支援という補助金のようなものっていうのは出て、支援をされるんでしょうか。それが１点。

もう一つが、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業を聞こうと思っていたら、全く同じことがもう西田委員から出ましたので、そこのところで生徒の進路、１年間、卒１の進路というところが知りたかったんですけど、よく分かりましたので。一番課題、卒業後の課題の部分で、高校に進学をして、そして、不登校状態がまたそこで起こってしまった子供たちの相談窓口といえばもうＹＥＬＬになるんでしょうか、また、ほかにあれば教えてください。以上です。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　放課後児童クラブの御質問にお答えします。

閉園になった場合ということですかね。まず、いきなり閉園という状況にならないようなそういったクラブの運営主体とのコミュニケーションというのは日々取っておるところではございます。ただ、もうきつい、やめたいと言われるようなところは実際ございました。

それで、そういったところにも、いきなりやめていただくと結局は子供が取り残されてしまうということになり、ひいては親御さんも困る、家族が困るというようなことになります。そういった場合は、やっぱり代わりの運営ができるような、事業者ではないですけど、今具体的に言いますと、要は援助いただいているのがＹＭＣＡでありますとか、あと、別の地域の有志の方がそういった我々がやろうかというようなそういった調整が整えば、そういった方にお願いするようなケースもございますし、というようなところで、取りあえずもういきなり、今まで私が見てきた中で、いきなりやめられて、もうあしたからしませんというところは確かにございませんでした。ただ、考えられんことではないので、そういったのに日々備えていきたいとは考えておるところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業につきまして御質問いただきました。

こちらの事業を活用した後に高校等への進学を果たされて、その後、また不登校になった場合ということでございますが、まず、そういった場合は、一般的に多いのは進学先の高校であるとか、その高校に関する団体、校長会みたいなところで受けるとは聞いておりますので、まず一義的には進学先の学校ということになろうかと思っております。二義的には、私どものＹＥＬＬという子ども・若者応援センター、そちらでは15歳以上の相談は常々受けておりますので、そちらでも積極的に対応するところでございます。局内で言いますと、子ども総合センターでも同様の相談は受けることが可能だと思いますので、そちらでの対応もあろうかと思っております。先ほども申し上げましたが、不登校じゃなくひきこもりという状況になった場合は、今のところは専門知識が一番あるのは市の中ではすてっぷというところで、保健福祉局所管なんですけども、こちらが原則18歳以上なんですね。17歳、16歳で多分相手にしないということではないんですが、外向きには18歳ということになっていますので、そこと連携してＹＥＬＬで対応したりとかということはさせていただくことは十分考えられるかなと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）すいません。放課後児童クラブの件なんですけど、門司区で今年度から１減に、西門司校区であったと思うんですけど、しなくなるので、近くの大里西児童館は大変じゃないかっていう話を聞いたもんですから、昨年よりも児童館の数が１つ減っていたので、ホームページで数を見たときに減っていたので、あそこのことがもう出ているのならと思って聞きました。

○主査（西田一君）居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長　そういった認識はございませんでしたので何ともお答えしにくいところではあるんですが、もう少し具体的にお話を伺えるんでしたら別途お伺いしたいと思います。

それで、委員が御心配しているようなことはあってはならんことなので、しっかりお話を聞かせてください。対応したいと思います。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）はい、分かりました。じゃあ、続きをしゃべらせてください。

今、高校での不登校状態の相談窓口っていうのを、不登校になったらもう高校は遠いものになってしまう。中学校までは学校に来ない不登校の子供には厚くというか、いろいろな施設を教育委員会がつくり、そして、担任やら支援加配やらいろんな人たちが関わろうとするけど、高校はあまり関わってくれないっていう状況にあるので、高校で不登校状態になったり、中学校を卒業して高校に行けない状態であった子の保護者の方が、北九州市の中で高校、中学校卒

業後の相談、進路も含めて相談できるところはないかっていうことをよく言われるんです。県にならあるけどっていう話をしても、県は遠いから市の中にっていったらもうＹＥＬＬかなと思いつつＹＥＬＬを教えること、紹介することはあったんですけど、そのあたりの中学校を卒業してからの高校行き直しをやれるような子供たちの相談場所っていうような、子供も親も含めてっていうようなところはお考えがあれば教えてください。

○主査（西田一君）こども若者成育課長。

○こども若者成育課長　ただいまいただいた御質問でいくと、ＹＥＬＬでしっかり対応させていただくということに尽きるかなと思ってございます。

それともう一点ですが、高校は義務教育じゃないので、あまり不登校に対して対応がよろしくないというかという御趣旨かと思いますけども、近年、通信制も含めて、私どもの聞いている情報であれば、高校の授業料無償化の話もあるのかもしれませんけれども、かなり親身になって対応いただいているということで、そちらからＹＥＬＬに話があったりとかということも実際あっていますので、ぜひ、今までの常識ではそうでなかったかもしれませんけど、学校というのも十分に使えるツールかなとは思っておりますので、御紹介はさせていただきます。

いずれにしても、ＹＥＬＬにつきましては15歳以上、しっかりと受け止めさせていただきますので、しかも他の機関との連携もしっかりやらせていただきますので、そこら辺は御安心して御相談いただければと思います。以上でございます。

○主査（西田一君）小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君）高校がその敷居が高ければＹＥＬＬに御相談くださいと、紹介をさせていただきます。

昨年からですかね、福岡県の県立高校、不登校の生徒に対する特例措置入試制度っていうのが始まっているので、またその不登校状態の子供たちがたくさんとはいけないとかしれないけど、やはり受けて、受けたものの新しい生活、新しい環境になじめないっていうような状況がたくさん起こってくると思うんです。それで、話が次への一歩応援事業に戻るんですけど、その新しい生活に入るところ１年間、月２回、親も子も含めてサポートしてくれるっていうのは非常に親にとっても子にとっても心強い存在だと思います。以前ももっと増やせないんですかっていう質問をしたことがあるんですけど、今日おっしゃられたとおり、その保護者の方の希望っていうのが少ないんですって言われて、今日も同様の返事でした。けど、一つの選択肢として、卒業１年間しっかりと見守ります、高校に行って、また難しかったときには高校に行き直すっていうところもまたつないでいきますよっていうようなところをもっとアピールして、せっかく、よその政令市の方に話したら、何それって、この制度を言われるんですよね。教育委員会以外で不登校をしっかりと扱っていこうというっていうところであるので、まず一つ、教育委員会でしっかりとこの次への一歩応援事業について、子供や保護者にしっかりと伝える、苦しいときこういうものもあるよって、中学校途中からでも募集されていますよね、ある

よっていうようなことをひとつ、これはもう教育委員会で言わないけないことなんですけど、することと、やはり今20人のうち18人の成功ケースっていうか、自分の方向を見いだせた子供たちがいるんだよ、できたんだよっていうようなことをいっぱい情報発信していただければ、不登校で悩んでいる親御さん、子供よりも私は親御さんだと思うんですよね、がこういうことをやって、今まで支援センターにやろうとしていたけど行かない、じゃあもう自分の家に来てくれるんならこれでやってみようとかというまた違う選択肢として使うかもしれないので、ぜひこの成功例っていうのを広く広めていただければと思います。以上です。

○主査（西田一君）それでは、次の会派ですかね。柳井委員。

○委員（柳井誠君）よろしくお願いします。何点かお伺いいたします。

最初に、保育園の施設整備について伺います。

まず、市立保育園からですが、令和７年に、これまで全くＤＸ化をしていなかったわけですけれども、３園実施をして、令和８年度予算でも３園予定がされております。そこで、ＤＸを１年やった、年度末になっていますけれども、負担軽減と、それから、効果などあったら内容を聞かせてください。

それと、これも直営保育所なんですが、築40年以上たっているところが13施設のうち12施設と聞いております。本来ならば大規模改修とか改築の対象になるべき保育所なんですけれども、直営保育所の公共施設マネジメントでは今後の建て替えや大規模改修の計画はどのようにされているでしょうか。

それと関連して、医療的ケア児や重度障害児を直営保育所が保育するという比率が非常に高い、医療的ケア児は今扱っている子供全てが直営保育所でやっているわけですけれども、医療的ケアにもいろいろな種類がありますが、たんの吸引とかなどは保育所内の別の部屋でやる必要があって、その都度ボイラー室、今は倉庫になっていると思いますけど、そこを医療的ケア児のために整備しているという説明を指導支援担当課長から聞きました。新築の折尾保育所は最初から医療的ケア児室を整備しておるそうですが、残りの11施設のうち４施設で可能で、３施設で医療的ケア児を受け入れているという話を聞いております。これを早めに整備しておくということはできないのだろうか。

それから、３つ目が、これは直営に限らず民間もそうです、先ほども御質問があったんでかぶりますけれども、猛暑対策で夏場、夏前後、園庭で遊びたいという子供の要望が非常に強いわけです。それで、昨年度から継続して、今年度は増額して遮光ネットの設置補助を出しております。しかし、遮光ネットの費用が、子供が園庭で遊び回れる範囲に広げるとすると400～500万円と高額であって、１か所100万円上限ではなかなかカバーできないという声が保育所連盟や保育士会など３団体から上がっておりますので、今後増額できないか。それから、対象となる園庭は申請があった31か所にとどまらないと思いますので、計画を持って広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

その次、こども誰でも通園制度についてです。これは、現在24施設で行っているものを30施設に拡大するということです。そこで、令和７年度の定員と令和８年度の定員についてお聞かせください。それと、このこども誰でも通園制度は国の基本給付が月に10時間で、しかしながら、一方で自治体は独自に上乗せできるということなんで、親のニーズはどのように把握しておられるかお聞かせください。

最後に、区役所の子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待対応についてです。相談が寄せられるのは、児童相談所にも区役所にも上昇傾向で増加して寄せられておりまして、本来、市町村、北九州市で言えば区役所で対応する児童虐待対応は軽いものと危惧段階のものが対応されるべきものなんですけれども、専門職がいないということで、児童相談所から児童福祉司を今年度兼務で４区役所にモデル配置してきました。その効果や今後の課題についてお聞かせください。以上です。

○主査（西田一君）すいません。質問が終わりました。ちょっと早いんですけど、ここでしばらく休憩とします。再開は15時15分とさせてください。お願いします。

（休憩・再開）

○主査（西田一君）それでは、再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。柳井委員からの質疑が一通りありましたので、執行部の答弁からお願いいたします。認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　答弁申し上げます。幾つか項目がございますので、順番に答弁させてください。

まず、直営ＤＸ推進事業の効果、どういった状況だったのかというお尋ねについてでございますが、この事業、御紹介いただきましたとおり、直営保育所、アナログ作業がすごく多く残っている状況でございますが、これを少しでもデジタルツールの活用によって減らしていくことで保育士、現場の先生方の負担をまずは軽減、そして、保育の質の向上につなげるという狙いと、入所されていますお子様の保護者、利用者の方の利便性の向上、こういったことを狙いに令和７年度から実施いたしました。具体的には、令和７年10月以降に３つの直営保育所に順次、登退園管理のシステムを導入したところでございます。

効果といたしましては、これもそれぞれ保護者の目線から、それから、施設の保育士の目線からの聞き取りになりますけれども、まず保護者につきましては、それぞれ３つの保育所に入所されている保護者の皆様に、１月の下旬から２月にかけてアンケート調査をさせていただきましたけれども、この中でも、今回導入した登退園管理システムについてはもう92％以上の方が非常に満足をしていますということで回答をいただいておりますし、不満であるというような回答については一件もないような状況でございました。どういった点がよかったかというのは、やはり施設、保育所に対しての連絡がすごくやりやすくなった、このことに尽きるのかなと思います。また、導入したシステムの機能について、例えばこうしたらもっと使いやすいんじゃないかとかという御提案もアンケートの中でいただきましたので、それはシステムの運営

事業者に我々からフィードバックしたりなどの動きを今しているところです。

もう一つ、直営保育所の保育士について、使ってみてどうでしたかということを聞きました。こちらも、やはりまずは作業の時間が減って子供たちと向き合う時間が増えた。これまでは、例えば子供の出欠状況について、園の玄関のところにある名簿といいますか紙の台帳を見ないと分からない、そして、場合によっては台帳を見た先生が教室まで教えに来てくれるのを待たないと分からなかったものが、自分の教室にあるタブレットから確認できるようになったということで、すごく時間の短縮にはつながっているというものが一つございました。それから、もう一つは、これは保護者のメリットにもなるかもしれませんけれども、子供がお休みする場合でも、どうしてもなかなかこちらから今日どうされましたってお電話をしなければお電話をいただけない御家庭というのも一定数あったようにあるんですけれども、そういう御家庭もスマートフォンから電話をかけずとも手で操作をすることで欠席連絡ができるようになりましたので、自ら園に連絡してくれるようになったというようなことでございました。

ですので、令和８年度につきましては、さらに３施設追加で拡大をさせていただきたいと思っておりますが、今のところ、ネガティブな意見、ネガティブな効果、大幅に方向性の修正が必要な課題というのは見えていない状況でございます。

もう一点が、すいません、直営保育所の建て替えについてお尋ねをいただきました。

直営保育所につきましては、委員から御紹介いただきましたように、今13施設ありますけれども、うち11の施設、これが築40年を経過しているという状況でございます。実はこれ、つい最近まで12施設が40年超の状況でございましたが、令和６年度に折尾保育所を移転建て替えということで新しい施設に建て替えておりますので、現在11施設が40年を超えている状況でございます。

直営保育所につきましては、市の公共施設の耐用年数の目安として、おおむね60年程度を目安に使っていくというものに合わせて、今も定期的にメンテナンスですとか点検をしながら大事に使っているところでございますけれども、そのように40年超の施設も複数、場合によっては50年に突入したような施設も出てまいりましたので、今後の大規模な施設の整備の在り方についても具体的な検討が要る段階に今来ていると考えております。ただ、これにつきましては、これから、今後、保育施策の中で直営の保育所に求められる役割というのがどういったものになっていくのか。例えば御紹介いただきました医療的ケア児の受入れについて、民間保育所に広げていくに当たって、今直営が持っているノウハウをどのように広げていくのか、その場合に直営保育所にハード機能としてどういうものが必要になるのかというところを議論してまいりますので、その中で直営保育所の具体的な建て替えについても併せて検討していきたいという状況でございます。ですので、現時点で具体的な建て替えの予定、何年度にどこをというものはまだない状況でございます。

関連しますが、医療的ケア児に対応していくためのスペースにつきましては、これまでも、

御紹介いただいたボイラー室もそうなんですが、保育所内の使わなくなったスペースといいますか、ボイラー室といいますのはもともと全館空調用に設置しておりましたボイラー、これは今個別空調を入れておりますので使っていないんですけれども、この機械を撤去しまして、あと空いたスペースを部屋として整備をして、場合によってはそこで医療的ケア児の処置をできるようなスペースを順次造っているところでございます。建て替えました折尾保育所については最初から機能を持たせて整備しておりますけれども、そのほかの施設、現在受入れを行っていない施設についても、まだボイラーが残っているようなスペースの工夫の余地がある施設というのもございますので、少しずつにはなりますけれども、保育に生かせるスペースづくりというのは今後の予算の中でも計上させていただこうと思っています。令和８年度も、実際ボイラー撤去の予算を実は直営保育所の環境整備の中で少し計上させていただいております。

最後に、すいません、熱中症対策事業についてでございますが、こちら、やっぱり近年の異常な暑さの中でも子供たちの安全な外遊びの環境を維持したいということで、保育業界の現場の先生方、それから、もろもろの関係者の皆様からの御要望をいただきまして、市としても同じ思いで令和７年度に予算化をさせていただいたところでございます。やはり機器が高額なので、増額をしてはどうかという御提案もいただきましたけれども、園庭の遮光ネットといいますか、日陰対策の機器というのが、どうも我々が調べますと、高額なものは非常に高額ですし、そうでないものはそうでもない。現在、200万円を上限に半額を補助するということでさせていただいているんですけれども、その範囲内であっても、おおむね外遊びの空間を確保できるくらいのネットの整備というのはできるのではないかと考えています。実際に、もう３年以上前になりますが、直営保育所で遮光ネットを導入した際も、200万円弱でおよそ120平米程度の園庭のほぼ全部を覆ったような事例もございますので、金額設定については、まずは現在の補助の設定のまま、先ほど申しましたが、今後も継続的にしっかり必要とされる施設に補助できるように努めてまいりたいと思っております。すいません、長くなりました。以上でございます。

○主査（西田一君）こども施設企画課長。

○こども施設企画課長　こども誰でも通園制度について大きく２点御質問いただきましたので、順次お答えします。

１点目、令和７年度と令和８年度の利用定員はどのようになっているかという御質問でございますが、12月に年度途中で認可した２事業所を含めて、令和７年度は、まず事業所の数としては13事業所になります。利用の定員としては124人となっております。今度、令和８年度からスタートするに当たって、直近で認可した施設がそれから11事業所ほど増えて、令和８年度からは今のところ24事業所でスタートする予定でございます。利用定員としましては191人を予定しております。令和８年度につきましては、予算上、30事業所まで目指したいということでございますので、また各施設の御希望に添いながら30事業所まで伸ばしていって、利用定員

もその分増加していくものと思います。

なお、利用定員について一つお話ししておきたいんですが、保育所の利用定員というのはその１日保育する最大の人数ということで90名とか120名とかあるんですが、このこども誰でも通園制度というのは、御指摘のとおり、一月10時間までお預かりと今なっていまして、その１時間なら１時間、預かる時間帯において最大受入れできる人数が何人かということで利用定員を設定しております。例えば午前中に２時間利用される方が、じゃあそこはその施設としては利用定員は５名ですといった場合に、午後からも５人また別の時間帯に利用される場合に、そこも５名ほど受け入れできる体制を取っているのが利用定員ということでございますので、その一日全てが５人ということではないということございます。

２点目の御質問で、月10時間ということで、ただ、自治体によっては上乗せできるという規定があるじゃないかと、親のニーズをどのように把握されているのかという御質問なんですけれども、令和６年度から試行事業を実施しまして、この令和７年度の年度途中まで今実施しておりますが、10時間全部利用されている方もいれば、８時間とか６時間ぐらいの利用者もいらっしゃると。利用者のお声っていうことでいうと、事業所を通じて市民のお声とか事業者のお声を聞いているんですが、今のところは10時間というその時間の中で保育施設に預けることによって、子供が初めてそういう施設に行って集団保育を体験して、ほかの子供たちと一緒に体験できてよかったとか、保育事業者としても、自分たちの使命として地域の子育て支援であったり保護者の支援、子育ての支援、こういうものができてよかったという声がございます。私どもも、まずは令和８年度、全国で実施されるこの誰でも通園制度は国としては10時間ということで一応スタートしようとしておりますので、まずは令和８年度まではその状況でやってみて、今後、委員おっしゃるように、親のニーズなどを把握しながら、今後検討してまいりたいと、今のところは10時間でやりたいと思っております。以上でございます。

○主査（西田一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　最後に、区役所における児童虐待対応についてお答えいたします。

今委員から御案内があったとおり、今年度から４つの区役所に子ども総合センターの児童福祉司を兼務配置ということで区の子ども家庭相談コーナーに配置しております。具体的には、門司区１名、小倉北区、小倉南区、八幡西区各２名ということで、その職員を区に常駐してございます。具体的には、児童相談所で受けた虐待通告のうち比較的軽度なものを、例えば区役所の資源を活用したほうがいいだろうというようなものを中心に区役所に送致しているところでございます。効果としては、今申し上げたとおり、区役所で例えば地域保健係の保健師とか、生活保護とか、そういった資源等を使うことで、現場にいることで連携を取りやすくなったということが上げられております。課題といたしましては、従前、令和６年度までは子ども総合センターが通告を受けてそのまま対応していたものを、区役所に送致するに当たって事前

に協議をするわけですけども、時にですけどもこの調整に時間を要することもある。そういったところが課題として上げられております。以上でございます。

○主査（西田一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）ありがとうございました。限られた時間の中で何点かだけ質問させてもらいます。

ＤＸによる直営保育所の負担軽減効果ですけれども、双方、事前の２万人アンケートの調査でユーザーの声、それから、実施後のアンケートで92％の満足度で、非常に順調にいっていると理解いたしました。

ただ、先進として北九州市も視察に行ったはずの横浜市の例を見ると、保護者の連絡帳システム化も入っているんですね。こういう声が保育士や保護者から出てきているかどうかというのは分かりませんけれども、投げかけてみて、ぜひさらなる業務改善をという声が出てくれば、先例があるわけですから、ぜひ、具体化していってほしいと思います。

それと、３園ずつやっていくと半分ぐらい残るんで、令和11年までかかるんですね。民間では先に、民間保育所のほうが進んでいるということもありますので、これを前倒ししてぜひ予算要求していってほしいと。順番にやらないとなかなかうまくいかないという話でもないと思うんで、そこは強く要望いたします。要望で終わります。

それから、直営保育所の公共施設マネジメントの課題は分かりました。昨日、おとといの新聞報道で、そのボイラー室を小倉南区の貫保育所で九州ポリテクカレッジと市内企業などの産学官連携でぴかぴかの多目的室にしたというすばらしい内容が載っていて、ここは医療的ケア児を受け入れているわけではないんですよ。だけど、やればこうやってできるし、ぜひ今後の直営保育所の役割ということも鑑みて、大規模改修全体の前に、必要な直営としての果たす役割、医療的ケア児や重度障害児医療に関して賄える部屋の改修をしてほしいということを、これも要望しておきたいと思います。

それと、こども誰でも通園制度は分かりましたが、紹介だけ。福岡市は国の基本給付の10時間ではなくて、予算では40時間で実施するようになっております。福岡市の実施状況をよく見て、父母の要求もしっかり福岡市も検証するはずですから、そこを学んでいっていただきたいということで終わります。

○主査（西田一君）それでは、次。北九州会、本田委員。

○委員（本田一郎君）本田です。よろしくお願いします。私からは２点お伺いします。

保育人材雇用支援事業１億1,800万円。保育現場の働きやすい環境づくりを応援するために、施設が保育補助者等を雇用する費用の補助を実施ということであります。次に、保育人材育成事業3,000万円。新たに保育人材の確保、保育の質の向上、モチベーションのアップなど、総合的に保育人材の育成を行うということであります。また、保育士の就職支援等、これら保育士の質の向上等に取り組み、実施しております。

この保育士の人材不足の一つの理由として、生活の安定があります。中でも将来像が見えないということが離職の原因とも言われております。裏を返せば支援が足りないということでもあります。そこで、これも市独自の支援がないことで潜在保育士の復帰が進まないということも考えられております。例えば現在、市内の保育施設において、２点ここでお伺いするんですけれども、北九州市ならではの取組があれば教えてください。

それともう一点が、施設での人材不足ということですので、市内での具体的な人数が分かれば教えてください。お願いします。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　今、保育士確保策で北九州市ならではの取組ということで御質問いただきました。

先ほどからいろいろやっていますという御説明をさせていただいているんですが、中には国のメニューのものもございまして、例えば若年層保育士に対する処遇改善事業ということで先ほど御説明した１年目の方に就職準備金、２～３年目の方に処遇改善手当を月5,000円という取組は市単独の取組でございます。それから、先ほども御説明したかもしれません、１歳児保育士加配事業ということで、国は１歳児を６対１のところ、５対１にした場合に加算をつけるとなっているんですが、北九州市は５対１にしなければならないとしておりますので、それをした場合に、保育士の人数が増える場合の経費を補助したりしております。そういった形で新卒保育士の確保策であったりとか、保育所の負担軽減でありますとか、いろいろ様々な施策を実施して保育士不足、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　保育人材育成事業について御説明させていただきます。

先ほど話題にもなりました保育マイスター制度などはここのくくりに入ります。あと、例えば潜在保育士に対して、現場復帰の前に不安の軽減をしていただくように、保育士等資格活用研修なども開催しております。復帰の前に改めて保育の内容を学ぶことで今の保育のことを知っていただき、現場にスムーズに復帰できるようにと考えております。ほかに、来年度の予算の中には、保育団体や養成校と一緒に小・中・高生への保育の魅力発信をしていこうと考えております。これについては、まだ各団体と協議をしながら進めているところでございます。以上でございます。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　すみません。先ほど保育士の不足の人数ということでよろしかったでしょうか。

すいません。これも先ほどと同じ答弁になるんですが、保育所が何人具体的に不足しているというのが正確には北九州市では把握できておりません。保育所によって必要な保育士数がそ

の時々の子供の人数によって変わるため、一概にこの保育所に何人保育士が足りないっていうのが正確な人数が把握できないため、市全体としても把握できないというのがお答えになります。ただ、保育士が足りないとか、保育士を採用しようと思っても集まらないというお声は聞いておりますので、保育士が不足しているというのは事実なんだろうと考えております。以上でございます。

○主査（西田一君）本田委員。

○委員（本田一郎君）御答弁ありがとうございます。

まず、保育士の人材不足の件なんですけれども、私も地元でしか情報がないんですけれども、やはり人材不足ということをよく耳にしております。それから、新規でそこに就職しても、１年以内で退職する等々の話もよく聞かれております。それはそれぞれの施設の就労の環境があると思いますので、一概に理由は分からないんですけれども、やはり人材不足という声が多く聞かれておりますので、そこを何とか、分からないという答弁でしょうから、またお伺いしても分からないと思いますけれども。

ただし、これは子供たちの教育環境の場というのはとても重要で、それをまた指導する先生方のスキルアップというのもとても大事ですので、そこも連動している部分でもありますし、子供たちの社会性だとか、自己肯定感だとか、感情の安定だとか、いろんな基礎を築く場でもありますよね。将来のこの北九州市をしょって立つ子供たちの未来のための投資の場でもありますので、一番重要な時期を教える先生方の能力もかなり重要だと思っておりますので、そこを何か手厚く、今時間の関係もあるからあまり長く言いませんけれども、福岡市とか他都市での、今熊本市とか保育士の家賃の補助だとか、いろいろスキルアップの補助だとか、他都市は行われておりますけれども、今北九州市が実施しているそういった支援プラス、やはり北九州市以外の方が今北九州市内の保育科等々にも来ている人もいると思うんですよね。そういった人たちが他都市に行かないようにとか、そこをとどめるとか、そういった施策も必要じゃないかと思っておりますので、そういった本当に基礎を築く場でそういった現場で問題行動が起こらないような保育士だとか、そういった人たちの確保っていうことを含めて、そういったことに力を入れて取り組んでいただきたいと思います。私からは以上です。

○主査（西田一君）小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君）小宮です。最後になりますが、よろしくお願いします。

まず、保育士宿舎借り上げ支援事業というのが上がっていました。これを教えてください。

２つ目が、もうこれ、僕が議員になってからずっと聞いているんですけど、おいしい給食大作戦という話は教育委員会の話でずっと聞いていたんですけど、公立直営保育所には、もう導入されていたらすいません、スチームコンベクションオーブンは導入されておりますか、もしくは今後導入する予定とかはありますでしょうか。

そして、病児保育園の給食を出している施設が、私が調べたところ、２か所だったと思いま

す。若松区と戸畑区だったですかね、２か所ぐらいあったと思いますが、給食に関わる補助、食材の補助とかはないんですけど、利用料は無償ですけど、給食費、おやつ代は実費という認識です。県の補助と市からの補助、給食の調理器具とかに補助等はありますでしょうか。

最後に１点。児童相談所の職員さんがすごく一生懸命頑張られているのを、僕の事務所からすぐのところにウェルとばたがあって、たまに行って上までのぞいていったら、すごく密接にミーティングやら重ねているのはすごく見えます。デリケートな問題で、１つの相談を受けるだけでも相談員さんはすごく心を痛めるというか、真摯に向き合わなくてはいけないので、心理面とかすごく負担になると思います。職員さんに頑張れと言って、僕も人には頑張れと言ったらいけないというのは分かっているんですけど、１つの、いろんな事案が来れば、もしかしたらマスコミが来たりして余計なストレスも抱えると思いますが、人員とか、あとは職員の補充とか、今のところしっかり対応はできているのでしょうか、お聞かせください。以上です。

○主査（西田一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長　１点目に、保育士の宿舎借り上げ支援事業について御質問いただきました。御答弁申し上げます。

この事業が、市内の保育所を運営する法人が雇用する保育士のために宿舎を借り上げた場合に、宿舎を借り上げた法人に対して支援をするという補助事業になっております。最長５年間にはなるんですけれども、金額としては５万円までという形になっておりますので、実際はその中に国が２分の１、市が４分の１、法人が４分の１を上限に補助をいたしております。以上でございます。

○主査（西田一君）指導支援担当課長。

○指導支援担当課長　直営保育所の給食について御説明させていただきます。

北九州市で統一献立という献立をしておりまして、これは保育団体と一緒に協議をしながら給食メニューを考えているものでございます。団体も毎年こういう研修会を行っていまして、新メニューの提案などもしてくださって、そういう中、統一献立を行っている状況でございます。

お問い合わせいただきましたスチームコンベクションオーブンについてですが、今現在、直営保育所の中で３所導入している所がございます。各保育所で調理室の設備の配置とか調理方法なども違いますので、今後、現場の意見も聞きながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（西田一君）認定管理担当課長。

○認定管理担当課長　病児保育の施設の給食のお尋ねについて答弁申し上げます。

今、病児保育は全部で14施設ございますが、給食に関しましては、１施設がその施設で調理をして、毎日しっかりメニューのある給食を提供されていると聞いております。ほかに、例えばうどんですとかレトルトのカレーですとかを施設に常備しておいて、保護者の方から御依頼

があれば、それぞれの価格相当分を実費でいただいて、軽食といいますか食事を出している施設が５施設ある状況でございます。補助についてでございますが、委員から御指摘がありましたように、県の無償化の事業、あれはあくまでも利用料部分のみでございますので、給食を食べる方というのは現在、自分で費用を払っていただいております。また、給食の提供に係る食材の補助等も、現在、国、県、市ともない状況でございます。以上でございます。

○主査（西田一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　最後に、児童相談所の体制について答弁いたします。

児童相談所における児童福祉司、いわゆるケースワーカーですけども、こちらについては法令で基準が決まっておりまして、人口と、あと、虐待の相談対応件数、これによって数は決まっております。具体的に言うと令和７年度で言えば82名なんですけども、私ども北九州市においてはこの基準は満たしているところでございます。ちなみに過去においてもずっと満たしてきております。ただ、今おっしゃっていただいたとおり、やっぱりケースワーカーがやっている仕事というのはかなり心理的負担がかかるものでありますので、管理職であったり、職員双方がお互いフォローアップしながら負担の軽減に努めているところでございます。以上です。

○主査（西田一君）小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。保育士宿舎借り上げ支援事業、よく分かりました。引き続き補助が続くように、国、そして、市町村、頑張ってください。

公立直営保育所についてはスチームコンベクションオーブンがもう３保育所入っているということで、今後、拡大されて、食べることも食育なので、そこの辺はお金の関係もあると思いますので、来年度はもう難しいかもしれませんが、再来年度、予算をしっかり要求するなりして導入を増やしていただけたらいいかと思います。

病児給食、すいません、僕、２施設と思いよったら１施設なんですね。最近利用の方が増えてきたという、先ほども２倍の利用者が増えてきたという、いいことでもあるし、悪いことでもあるし、私自身、子供が病気なときは、母性の勉強をしたときに、やっぱり母親がおるとか親がおることが一番という認識がいまだに強いんですけど、給食に関しての質問なので、今後ももし何か、その施設へ手を差し伸べたり、御相談があったら、親身になって御相談のほどよろしくお願いします。

子供に関しての児童相談所のことに関しては、以前話したと思うんですが、私も救急外来で働いていたとき、職員さんが深夜にもかかわらず子供さんを連れてきたり、昼夜を問わずお仕事されて、本当に大変な職場だなって今改めて感じております。ぜひともケースワーカーさんとか職員さんへ、きついときはしっかり休んでとお伝えください。上司の皆様は助けてあげてください。本当にお願いします。

最後になります。市民から要望があるので、これは要望だけです。

夜宮の青少年センターがありまして、私が多分生まれる前からの施設になるかもしれませ

ん。かなり老朽化されているんですけど、名前は青少年センターというものの、たまに行ったら僕の先輩方の年齢の方がコーラスをしたり、バンドの練習をしたりとか、何か音楽をできる施設もあるみたいで、子供たちも使っているんですけど、皆さん使っているような感じで見受けられました。かなり老朽化もしているんですが、内装は変えたりして維持していただいていますので、こういう公共施設の集約化とかになったときはどうか守っていただきたいと思っています。あの辺の市民の人たちはすごく利用していますんで、お願いします。

あとは、区役所の親子ふれあいルームがありますが、不審者等が入ってこないように簡易的な防犯カメラぐらい置いてもいいかな、もうあるところもあるかもしれないんですが、子供と親が入るところなので御検討ください。

あと１点だけ。今日、さっきいろいろお話を聞きよったところで地域限定保育士に関して、いろんな方が学歴を問わず学べるということで、保健福祉局がしよったケイケン・タカラ事業とくっつけたりしたらすごくいいんじゃないかなと今思いまして。お仕事を引退されるとかシニア世代の方とかにも、今後こういう保育士になりたかったけど学校に行かないとなれなかった時代で、こういう制度があるんであれば、講習を受けてしっかりと免許を持ってシニア世代の人が活躍する場が広がっていきますので、今から始まる事業でもありますし、地域限定保育士も今からの事業でありますので、北九州市独自で、これは子ども家庭局と保健福祉局が少し手を結んだりして、いい相乗効果が生まれればいいかと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○主査（西田一君）それでは、ほかになければ以上で本日の議案の審査を終わります。

次回は、３月19日木曜日午後３時20分から、第６委員会室で市長質疑を行います。

ついては、質疑項目を、本来15時までに終われば16時までだったけど、15時を回っていますんで、今から１時間後までに事務局へ提出されるようお願いします。

本日は以上で閉会します。

令和８年度予算特別委員会　第２分科会　主　査　　西　田　　一　　㊞

副主査　　高　橋　　都　　㊞